

総政企第 287 号
平成28年11月18日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
山本 早 苗



諮問第98号
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成28年11月10日付け20161102統第1号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

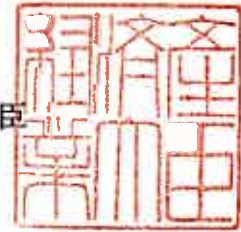
経 済 産 業 省

20161102統 第1号

平成28年11月10日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省生産動態統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室
事務担当者	山田 幸枝 電話 03(3501)1645 e-mail : yamada-sachie@meti.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>経済産業省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者</p> <p>経済産業省 — 都道府県 — 報告者</p> <p>経済産業省 — 経済産業局 — 報告者</p> <p>経済産業省 — 報告者</p> <p><u>経済産業省 — 民間事業者 — 報告者</u></p> <p>(2) 調査方法 (<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ())</p> <p>生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又は都道府県知事が</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>経済産業省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者</p> <p><u>経済産業省 — 経済産業局 — 統計調査員 — 報告者</u></p> <p>経済産業省 — 都道府県 — 報告者</p> <p>経済産業省 — 経済産業局 — 報告者</p> <p>経済産業省 — 報告者</p> <p>(2) 調査方法 (<input checked="" type="checkbox"/> 調査員調査 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送調査 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン調査 <input type="checkbox"/> その他 ())</p> <p>生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又は都道府県知事が</p>	<p>○実態を踏まえ、経済産業局における調査員調査を廃止する。</p> <p>○民間事業者に調査業務を委託するため、追加する。</p>

<p>その報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票 (別表第2) によって行う。</p> <p>①～③ 略</p> <p><u>なお、経済産業省は、一部の調査票について民間事業者を 通して、郵送により報告義務者及び一括調査報告義務者へ調 査票の記入を依頼し、上記①～③の方法により調査票を回収 する。業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調 査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。</u></p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>毎月 (平成29年<u>9</u>月調査以降)</p> <p>(2) 略</p> <p>8～12 略</p> <p>別表第1</p> <p>別表第2</p> <p>別表第3 略</p>	<p>その報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票 (別表第2) によって行う。</p> <p>①～③ 略</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期</p> <p>毎月 (平成29年<u>1</u>月調査以降)</p> <p>(2) 略</p> <p>8～12 略</p> <p>別表第1</p> <p>別表第2</p> <p>別表第3 略</p>	<p>○民間事業者に調査業務を 委託するため、追加する。</p> <p>○本申請に係る承認の効力 時期を明らかにするため、変 更する。</p> <p>○別添1の新旧対照表を参 照。</p> <p>○調査組織の変更に伴い、調 査票に所要の変更をする。変 更部分については、別添2を 参照。</p>
--	--	---

経済産業省生産動態統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済産業省生産動態統計調査

2 調査の目的

経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲

全国

（2）属性的範囲

1. 別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所
2. 前項に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は前項に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、別表第1で生産品目別に掲げる範囲に属する事業所（以下「特定事業所」という。）

4 報告を求める者

（1）数

約17,000

（2）選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

・規模以上悉皆調査

抽出方法：調査業種ごとに従事者規模により裾切りを行う

（3）報告義務者

3（2）の規定する事業所及び特定事業所の管理責任者（以下「報告義務者」という。）。ただし、経済産業大臣が定める基準に基づき指定する事業所を代表する者（以下「一括調査報告義務者」とい

う。)は、関係事業所(特定事業所以外の事業所であって、当該指定を受けたものをいう。)の調査票に掲げる事項のうち、当該指定を受けた事項について一括して報告する(以下「一括調査」という。)

3(2)に規定する事業所のうち一括調査の指定を受けようとするものは、あらかじめ経済産業大臣に届出をする。また、届け出た事項に変更があったとき又は一括調査をやめようとするときは、その旨を経済産業大臣に届け出る。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

別表第1に掲げる生産品目に関し、原則として次に掲げる事項について報告を求める。

- ①生産
- ②受入
- ③消費
- ④出荷
- ⑤在庫

また、経済産業大臣は、必要と認める場合、次に掲げる事項についても報告を求める。

- ⑥原材料
- ⑦従事者
- ⑧生産能力及び設備

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省 — 都道府県 — 統計調査員 — 報告者

経済産業省 — 都道府県 — 報告者

経済産業省 — 経済産業局 — 報告者

経済産業省 — 報告者

経済産業省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法 (■調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 □その他 ())

生産動態統計調査は、経済産業大臣、報告義務者及び一括調査報告義務者を管轄する経済産業局長又

は都道府県知事はその報告義務者及び一括調査報告義務者に配布する調査票(別表第2)によって行う。

①調査票による提出

- ア 報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、別表第1に掲げる調査の種類、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。
- イ 一括調査報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、別表第1に掲げる調査の種類、経済産業大臣が指定する提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。
- ウ 経済産業局長及び都道府県知事は、受理した調査票を審査整理し、1部を保存し、1部を経済産業大臣に別表第1に掲げる期日までに提出する。

②電子情報処理組織による提出

- ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と報告義務者及び一括調査報告義務者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、別表第1に掲げる提出期日までに提出する。
- イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイル(以下「ファイル」という。)への記録がされた時に調査票が調査票配布者に到達したものとする。
- ウ 経済産業局長及び都道府県知事は、別表第1に掲げる経済産業大臣に提出する期日までにファイルを審査整理する。この場合においては、ファイルの審査整理を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。

③電磁的記録による提出

- ア 報告義務者及び一括調査報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名及び一括調査報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表第1に掲げる調査の種類、提出先及び提出期日に従って提出する。
- イ 経済産業局長及び都道府県知事は、受理した電磁的記録を審査整理し、経済産業大臣に別表第1に掲げる期日までに提出する。

なお、経済産業省は、一部の調査票について民間事業者を通して、郵送により報告義務者及び一括調査報告義務者へ調査票の記入を依頼し、上記①～③の方法により調査票を回収する。業務委託内容は、調査票等関係書類の印刷・送付、調査票の回収・督促、審査、照会、集計等とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月(平成29年9月調査以降)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、別表第1に掲げる調査の種類、提出先、提出期日に従って提出する。

8 集計事項

集計事項は、別表第3に掲げる事項とする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計された結果をインターネット及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

速報は調査月の翌月末

確報は調査月の翌々月中旬

年報は調査月の翌年6月

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類E製造業の小分類に準拠している。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
記入済み調査票	1年	経済産業局長
記入済み調査票	1年	都道府県知事
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

生産動態統計調査の事務に従事する者及び統計調査員は、調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立ち入り、「5. (1) 報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。

別表第1

生産品目		調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期日	提出先	都道府県から提出する期日	府県から提出する期日	産局長から提出する期日	産局から提出する期日
		事業所	特定事業所								
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼 鉄フェロアロイ粗鋼鍛鋼 半製品 製品 鋼製品	全部	全部	鉄鋼月報（その一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
	普通鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材	鉄鋼月報（その二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
	普通鋼冷間仕上鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	全部	全部	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼	鉄鋼月報（その四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
	特殊鋼熱間圧延鋼材	全部	全部	磨棒鋼 鉄線 冷間圧造用炭素鋼線 硬鋼線 溶接棒心線 針金 亜鉛めっき硬鋼線	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
					鉄鋼月報（その五）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
	特殊鋼冷間仕上鋼材	全部	全部	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼板 冷延鋼板	鉄鋼月報（その五）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
					鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣			
鋼管	全部	全部	普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管	鉄鋼月報（その六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣				
鉄管		従事者三十名以上のもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣				

	鉄鋼加工製品	鋼 P C 鋼より 金鉄く 電気溶接 ドラム トハリットル 食一般	索線 網ぎ 棒 缶 缶 缶	従事者三十名 以上のもの		鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
一般 機械 器具	ボイラ 及び原 動機（ 自動車 用、二 輪自動 車用、 鉄道車 両用及 び航空 機用の ものを 除く。 ）	内 燃 機 関 ボ イ ラ 蒸 気 ター ビン ガ ス ター ビン	はん用内燃機関 船舶ディーゼル機関	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 一）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
				従事者五十名 以上百名未 満のもの		機械器具月報（その 一）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
					経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 一）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
土木建 設機械 、鉱山 機械及 び破碎 機	土 木 建 設 機 械 鉱 山 機 械 破 碎 機	装軌式トラクタ（ブル ドーザに限る。） 建設用クレーン 掘削機械 整地機械 アスファルト舗装機 コンクリート機 基礎工事用機 高所作業車 破碎解体 せきん孔 岩	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 二）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未 満のもの		機械器具月報（その 二）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 二）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			
化学機 械及び 貯蔵槽	化 学 機 械 貯 蔵 槽	ろ 過 機 器 分 離 機 器 集 じん 機 器 熱 交 換 機 器 混合機、かくはん機及 び粉碎機 反 応 用 機 器 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 三）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未 満のもの		機械器具月報（その 三）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
製紙機 械、プ ラスチ ック加 工機 械、印 刷・製 版・製 本 及び紙 工機 械	製 紙 機 械 プラスチック加工 機械	射出成形機（手動式を 除く。） 押 出 成 形 機 押 出 成 形 付 属 装 置 ブ ロ ウ 成 形 機	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未 満のもの		機械器具月報（その 四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
	印刷機 製版機 製本機 紙工機			従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未 満のもの		機械器具月報（その 四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
ポンプ 、圧縮 機及び 送風機 （自動 車用、 二輪自 動車用 及び航 空機用 のものを 除く。）	ポンプ（手動式及 び消防ポンプを除く。） 真 空 ポ ン プ 圧 縮 機 送 風 機（排風機を 含み、電気ブロウ を除く。）		従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 六）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未 満のもの		機械器具月報（その 六）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 六）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			

油圧機器及び空気圧機器（航空機用のものを除く。）	油 圧 機 器 空 気 圧 機 器		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その七）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
運搬機械及び産業用ロボット	ク レ ー ン 巻 上 機 コ ン ベ ヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレータ 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その八）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 歯車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その九）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その九）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
農業用機械器具及び木材加工機械	農 業 用 機 械 器 具 木 材 加 工 機 械	整地用機器及び付属品 栽 培 用 機 器 管 理 用 機 器 収 穫 調 整 用 機 器	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
金属工作機械	旋 研 削 盤 歯切り盤及び歯車 仕上げ機械 専 用 機 マシニングセンタ その他の金属工作 機械		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十一）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十一）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
金属加工機械及び鑄造装置	金 属 加 工 機 械 鑄 造 装 置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鑄 型 機 械 砂処理・製品処理機械 及び装置	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十二）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十二）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食 料 品 加 工 機 械 包 装 機 械 及 び 荷 造 機 械	個 装 ・ 内 装 機 械 外 装 ・ 荷 造 機 械	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十四）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十四）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	

事務用機械	謄写機（謄写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアソ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機フルカラー機	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十六）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十六）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン工業用ミシン	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者三十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十七）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
	繊維機械		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十七）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品 冷凍機及び冷凍機応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十八）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十八）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器		従事者百名以上のもの	機械器具月報（その十九）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その十九）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その十九）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
軸受、軸受メタル及びプッシュ	軸受	玉ころ軸受ユニット	従事者百名以上のもの	機械器具月報（その二十）	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
			従事者五十名以上百名未満のもの	機械器具月報（その二十）	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日
			経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報（その二十）	一部	翌月十五日	経済産業大臣	
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨量鉄橋りよ塔水門（水門巻上機を含む。）鋼管（ベンディングロ	従事者五十名以上のもの	鉄構物及び架線金物		翌月	都道府	翌月

		ールで成型したものに 限る。)		月報	二部	十日	県知事	十五日	
	架線金物	送変電用 配電用 通信線路用及び電車線 用	従事者三十名 以上のもの						
ばね	かさね板ばね つるまきばね ねじり棒ばね 線ばね うす板ばね ばね座金		従事者三十名 以上のもの	ばね月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鑄造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金 型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型		従事者百名以 上のもの	機械器具月報（その 二十三）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報（その 二十三）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
機械工 具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C(W)BN工具 超硬工具	ドリル（木工用を除く。 ） ミーリングカッタ ギヤーカッタ（ねじフ ライスを含む。） ブローチ タップ及びダイス リーマ・バイト	従事者百名以 上のもの	機械器具月報（その 二十四）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの	機械器具月報（その 二十四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 二十四）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
弁及び 管継手	バルブ及びコック 管継手		従事者百名以 上のもの	弁及び管継手月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
空気動 工具、 作業工 具、の こ刃及 び機械 刃物	空気動工具 のこ刃 機械刃物		従事者百名以 上のもの	空気動工具、作業工 具、のこ刃及び機械 刃物月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	作業工具		従事者百名以 上のもの		二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者二十名 以上百名未満 のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
ガス機 器、石 油機器 及び太 陽熱温 水器	ガス機器	ガスこんろ ガス湯沸器 ガス温水給湯暖房機 ガス風呂がま ガスストーブ ガス温風暖房機	従事者百名以 上のもの	ガス機器、石油機器 及び太陽熱温水器月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
	石油機器	石油ストーブ 石油温風暖房機 石油温水給湯暖房機	従事者五十名 以上百名未満 のもの		二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
	太陽熱温水器								
半導体 製造装 置及び フラッ トパネ ル・デ	半導体製造装置 フラットパネル・ ディスプレイ製造 装置		従事者百名以 上のもの	機械器具月報（その 五十七）	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
			従事者五十名	機械器具月報（その		翌月	都道府	翌月	

	イスブレイ製造装置			以上百名未満のもの		五十七)	二部	十日	県知事	十五日	
電気機械器具	回転電気機械(航空機用のものを除く。)	直流発電機 交流発電機 電動機一体機器		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その二十八)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その二十八)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	静止電気機械器具(航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気炉 電気溶接機		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その二十九)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その二十九)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
開閉制御装置(航空機用のものを除く。)	開閉制御装置 開閉機器			従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
民生用電気機械器具	電気がま 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 温水洗浄便座 電気かみそり 電気マッサージ器具			従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十一)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十一)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十一)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
電球、配線及び電気照明器具	電球 配線及び電気照明器具	白熱電球 LEDランプ 配線器具 電気照明器具		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十二)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十二)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十二)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
通信機械器具及び無線応用装置	電話機 電話応用装置 ファクシミリ 交換機 搬送装置 無線通信機器(衛星通信装置を含む。) ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十三)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その三十三)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その三十三)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
民生用電子機械器具	薄型テレビ ビデオカメラ(放送用を除く。) デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーション			従事者百名以上のもの		機械器具月報(その三十四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日

	ンシステム 補聴器		従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 三十四）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 三十四）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
電子部 品	受動部品 接続部品	抵抗器 固定コンデンサ トランス インダクタ（コイルを 含む。） 機能部品 スイッチ（通信・電子 装置用に限る。） コネクタ リレー（有線通信機器 用に限る。）	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 三十五）	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
	電子回路基板 電子回路実装基板 音響部品 メモリ部品 スイッチング電源	磁気テープ 光ディスク	従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 三十五）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
電子管 、半導 体素子 集積回路 、集積 液晶素子 太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路 液晶素子 太陽電池モジュール		従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 三十六）	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 三十六）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 三十六）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
電子計 算機及 び情報 端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュ ータ（メインフレーム ） ミッドレンジコンピュ ータ パーソナルコンピュ ータ	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 三十七）	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 三十七）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
電気計 測器及 び電子 応用装 置	電気計器 電気測定器 工業用計測制御機 器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機 器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用 装置		従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 三十八）	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 三十八）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電 池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 三十九）	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 三十九）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
				経済産業大臣 の指定するも の	機械器具月報（その 三十九）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣		
輸送 機械 器具	自動車 （戦闘 用自動 車を除 く。） 特殊自動車	乗用車 バスシャシー（完 成車を含む。） トラックシャシー （完成車を含む。） 特殊自動車	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十）	二部	翌月 十日	経済産 業局長	翌月 十五日	
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 四十）	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	

	ト レ ー ラ 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車 体			経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その 四十）	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
自動車 部品及 び内燃 機関電 装品	自 動 車 部 品 内燃機関電装品（ 自動車用以外のもの を含む。） 二輪自動車部品	エ ン ジ ン 化 器 シ ョ ッ ク ア プ ソ ー バ 計 器 類 ブ レ ー キ 装 置	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十一）	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 四十一）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
自転車 及び車 いす（ 原動機 付自転 車を除 く。）	完 成 自 転 車		従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十三）	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
			従事者十名以 上百名未満の もの		機械器具月報（その 四十三）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その 四十三）	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
車 い す			従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十三）	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
			従事者三十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 四十三）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その 四十三）	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
産業車 両	動 力 付 運 搬 車 両		従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十四）	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 四十四）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その 四十四）	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
航空機	航 空 機 機体部品・付属装 置 動 機 補機（発動機の付 属品を含む。） 航空計器・操縦訓 練用設備		全 部		機械器具月報（その 四十五）	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
精密機 械器具	計測機 器 測 定 機 器 試 験 機 器 測 量 機 器		従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十六）	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 四十六）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
光学機 械器具 及び時 計	光 学 機 械 器 具 時 計	カ メ ラ 用 交 換 レ ン ズ 完 成 品 ムーブメント（自己消 費を除く。）	従事者百名以 上のもの		機械器具月報（その 四十七）	二部	翌 月 十 日	経済産 業局長		翌 月 十五 日
			従事者五十名 以上百名未満 のもの		機械器具月報（その 四十七）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
				経済産業大臣 の指定するもの	機械器具月報（その 四十七）	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		

その他の機械	粉末や金製品（超硬チップを除く。）	粉末や金製品（超硬チップを除く。）		従事者百名以上のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
	鍛造品	鍛工品	鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品	従事者百名以上のもの		鍛工品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの		鍛工品月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
	鋳鉄铸件	鋳鉄铸件 球状黒鉛鋳鉄	鉄系鋳鉄铸件	従事者百名以上のもの		鋳鉄铸件月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		鋳鉄铸件月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	鉄系可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	従事者百名以上のもの		可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
	非鉄金属铸件	銅・銅合金铸件	鉄系銅・銅合金铸件	従事者百名以上のもの		非鉄金属铸件月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者十名以上百名未満のもの		非鉄金属铸件月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
		アルミニウム铸件	鉄系アルミニウム铸件	従事者百名以上のもの		非鉄金属铸件月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの		非鉄金属铸件月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
	ダイカスト	ダイカスト	鉄系ダイカスト	従事者百名以上のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	都道府県知事		翌月十五日
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化学繊維月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） 羊毛糸 麻糸 再生・半合成繊維糸 アクリル糸 ポリエステル糸 その他の合成繊維糸		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錠以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績糸月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	織物（細幅織物を除く。）	織物 綿織物 毛織物 絹・絹紡織物 ビスコーススフ織物 人絹・アセテート織物		従事者十名以上	二以上の事業所を有するもの	織物生産月報	二部	翌月	都道府県知事		翌月

	タ オ ル タイヤコード	合 成 織 維 織 物	上 の も の				十 日	県知事	十五 日	
タフテッドカー ペット・フェルト ・不織 布	タフテッドカーペ ット（不織布カー ペットを除く。） プレスフェルト（ ニードルフェルト を除く。） 不 織 布		従事者二十名 以上のもの		タフテッドカーペ ット・フェルト・不織 布月報	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
染色整理した 織物及びニット 生地	染色整理した織物 及びニット生地		主たる工程を 動力による機 械設備によっ て行うもので あって従事者 二十名以上の もの		染 色 整 理 月 報	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
ニット 生地並びにニ ット製品及び 織物縫製 製品	ニ ッ ト 生 地 ニ ッ ト 製 品 織 物 製 縫 製 品		従事者三十名 以上のもの		ニ ッ ト ・ 衣 服 縫 製 品 月 報	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
製綿・ふとん ・網・細 幅織物・組ひ も・レー ス	製 綿 ・ ふ と ん 漁 網 ・ 陸 上 網 合 成 織 維 網 細 幅 織 物 組 ひ も レ ー ス 生 地		従事者二十名 以上のもの 従事者二十名 以上のもの 従事者十名以 上のもの		二 次 製 品 月 報 （ 製 綿 ・ ふ と ん 、 網 ・ 網 、 細 幅 織 物 ・ 組 ひ も ・ レ ー ス ）	二部	翌 月 十 日	都道府 県知事	翌 月 十五 日	
バルブ・ 紙及び紙 加工品	製 紙 バ ル ブ		全 部		パ ル ブ 月 報	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
	紙（手すきの紙を 除く。）	新 開 巻 取 紙 印 刷 ・ 情 報 用 紙 包 装 用 紙 衛 生 用 紙 雑 種	全 部		紙 月 報	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
	板 紙	段 ボ ー ル 原 紙 紙 器 用 板 紙 雑 種	全 部		板 紙 月 報	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
紙加工 品	段 ボ ー ル		従事者五十名 以上のもの		段 ボ ー ル 月 報	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
	紙 お む つ		全 部		紙 お む つ 月 報	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
				経済産業大臣 の指定するも の						
印刷	印 刷 出 商 業 印 刷 証 券 印 刷 事 務 用 印 刷 包 装 材 印 刷 建 装 材 印 刷 そ の 他 の 印 刷		従事者百名以 上のもの		印 刷 月 報	一部	翌 月 十五 日	経済産 業大臣		
雑貨	雑貨工	楽 器	ピ ア ノ	従事者二十名						

工業品	業品		電子ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管楽器 ギター・電気ギター	以上のもの	経済産業大臣の指定するもの	楽器月報 一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの		家具月報 一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの		軽金属板製品月報 一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		文具	鉛筆 シャープペンシル ボールペン マーカーペン クレヨン・パス・水彩 絵の具 修正液 修正テープ	従事者二十名以上のもの		文具月報 一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		玩具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）	従事者十名以上のもの		玩具月報 二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		革靴		従事者十名以上のもの		革靴月報 二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）		従事者十名以上のもの		製革月報 二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしていないものに限る。）		従事者十名以上のもの		ガラス製品・ほうろう鉄器月報 二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ほうろう鉄器		従事者二十名以上のもの						
		陶磁器	トイレ用品 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・置物	従事者十名以上のもの		陶磁器月報 二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
ファインセラミックス		従事者五名以上のもの		ファインセラミックス月報 二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日			
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニア硝酸 硫酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。）	全部	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報 一部	翌月十五日	経済産業大臣			
		ソーダ工業製品	か性ソーダ 塩素ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム 溶液							
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上のもの						

	物 質 無機薬品 無機染料 無機顔料 無機薬品・火薬類月報 無機染料 無機顔料	全 部		無機薬品・火薬類月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	無機染料 無機顔料 無機染料 無機顔料	全 部		触媒月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	無機染料 無機顔料 無機染料 無機顔料	全 部		高圧ガス月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
有機薬品及び写真感光材料	コールタール製品 環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品	全 部		コールタール製品・環式中間物及び合成染料月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	ホルマリン 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エポキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水マレイン酸 写真フィルム	全 部		有機薬品及び写真感光材料月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 テレフタル酸 純ベンゼン トルエン キシレン オルソキシレン パラキシレン エチレン 酸化エチレン エチレングリコール エチレングリコールエーテル アセトアルデヒド 酢酸 エチルアルコール 二塩化エチレン プロピレン	全 部		石油化学製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		

		酸化プロピレン プロピレングリコール ポリプロピレングリコール エビクロルヒドリン イソプロピルアルコール 合成アセトン メチルイソブチルケトン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分解ガソリン										
プラスチック	プラスチック（石油化学製品月報に掲げるものを除く。）		全	部	プラスチック月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂製品 石けん 洗顔・ボディ用身体洗剤 合成洗剤 柔軟仕上剤 漂白剤 酸・アルカリ洗剤 クレンザー 界面活性剤	脂 肪 酸 精 製 グ リ セ リ ン	従事者十名以上のもの		油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
化粧品	香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特殊用途		従事者三十名以上のもの		化粧品月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
塗料及び印刷インク	塗 料 シ ン ナ ー 印 刷 イ ン キ 印刷インク用ワニス	一 般 イ ン ク 新 聞 イ ン ク	従事者十名以上のもの		塗料及び印刷インク月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
ゴム製品及びプラスチック製品	自動車用タイヤ		従事者五十名以上のもの		ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
	ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用練生地 その他のゴム製品（電線被覆を除く。） 再生ゴム		従事者五十名以上のもの		ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
プラスチック製品	プラスチック製品（電線被覆及びプラスチック製履物を除く。）	フ ィ ル ム シ ー ト 板 合 成 皮 革 パ イ プ 継 手 機 械 器 具 部 品（照明用品を含む。） 日 用 品 ・ 雑 貨 器 材 発 泡 製 品	従事者五十名以上のもの		プラスチック製品月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日			

			強化製品 槽槽他 の										
窯業 製品、土 製品及び 建材	セメント 及び セメント 製品	セメント タカ		全 部	セメント・セメント 製品月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリート製品 空洞コンクリートブロック 護岸用コンクリートブロック 道路用コンクリート製品	セメント又はクリンカを生産するものであつて従事者三十名以上のもの									
			プレストレストコンクリート製品 木材セメント板 気泡コンクリート製品	上記以外のものであつて従事者三十名以上のもの			二部	翌 月 十日	都道府 県知事	翌 月 十五日			
	ガラス 及び ガラス製 品	板 ガラス 安全 ガラス 複層 ガラス ガラス 繊維		全 部	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					
		耐火れんが・不定形耐火物		全 部	耐火れんが・不定形耐火物月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					
	その 他の窯業 製品、土 製品及び 建材	せっこうボード 繊維板 パーティクルボード プレハブ建築用パネル		全 部	ボード・パネル月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					
炭素製品（炭素れんが、鉛筆用芯、濾過用カーボン、活性炭及びその他の日用品を除く。） 研削砥石		電 極 プ ラ シ 特 殊 炭 素 製 品 炭 素 織 維	全 部	炭素製品・研削砥石月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣						
金属製建具		アルミニウム製建具 スチール又はステンレス製建具	従事者三十名以上のもの	金属製建具月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣						
鉱物 及び 石炭 製品	金属鉱物	金 鉱		全 部	鉱物及びコークス月報	二部	翌 月 十日	都道府 県知事	翌 月 十五日				
	非金属 鉱物	けい 石 ド ロ マ イ ト け い 砂		全 部									
		石 灰 石		従事者十名以上のもの									
	コークス	コ ー ク ス		全 部									
石油 製品	原油及び天然ガス	原 油 天 然 ガ ス		全 部	原油及び天然ガス月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					
	石油製品	石 油 製 品		全 部	石油製品月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					
非鉄 金属 及び 非鉄 金属 加工	非鉄金 属地金	電 気 金 電 気 粗 電 銅 電 気 銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。）		全 部	非鉄金属月報	一部	翌 月 十五日	経済産 業大臣					

製品	電 気 鉛 亜 鉛									
	高純度多結晶シリ コン シリコンウエハ		全 部		非鉄金属製品月報（ 高純度多結晶シリコ ン、シリコンウエハ 、はんだ、銅合金塊 ）	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	アルミニウム地金 アルミニウム合金 地金 アルミニウム二次 地金 アルミニウム二次 合金地金	精製アルミニウム地金	全 部		アルミニウム月報	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
	非鉄金 属加工 製品	伸 銅 製 品	全 部		非鉄金属製品月報（ 伸銅製品）	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
		は ん だ 銅 合 金 塊	全 部		非鉄金属製品月報（ 高純度多結晶シリコ ン、シリコンウエハ 、はんだ、銅合金塊 ）	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
		アルミニウム粉	全 部		アルミニウム月報	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
		アルミニウム圧延 製品	全 部		非鉄金属製品月報（ アルミニウム圧延製 品）	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣		
		電線・ケーブル	銅 裸 線 銅 線（完成品） アルミニウム線	従事者三十名 以上のもの		非鉄金属製品（電線 ・ケーブル）、光フ ァイバ製品月報	一 部	翌 月 十五日	経済産 業大臣	
	光ファイバ製品	通信用ケーブル 光ファイバ心線	全 部							

改正後

別表第 1

生産品目	調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期	提出先	都道府県から産出する期間	府県から産出する期間	経済産業省から産出する期間
	事業所	特定事業所							
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	鉄 フェロアロイ 粗鋼 半製品 鍛鋼 鋳鋼							
普通鋼熱間圧延鋼材	普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材							
普通鋼冷間圧延鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	普通鋼冷間圧延鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼	鉄鋼月報（その四）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		全 部	鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		磨鉄棒 冷間圧造用炭素鋼線 硬溶接棒 針 亜鉛めっき硬鋼線	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		従事者三十名以上のもの							
特殊鋼熱間圧延鋼材	特殊鋼熱間圧延鋼材								
特殊鋼冷間圧延鋼材	特殊鋼冷間圧延鋼材	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼 冷延鋼板	鉄鋼月報（その五）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		全 部	鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			

現 行

(別添 1)

別表第 1

生産品目	調査の範囲		調査の種類	提出部数	提出期	提出先	都道府県から産出する期間	府県から産出する期間	経済産業省から産出する期間
	事業所	特定事業所							
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	鉄 フェロアロイ 粗鋼 半製品 鍛鋼 鋳鋼							
普通鋼熱間圧延鋼材	普通鋼熱間圧延鋼材	一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材							
普通鋼冷間圧延鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	普通鋼冷間圧延鋼材、めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼	鉄鋼月報（その四）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		鉄鋼、フェロアロイ、粗鋼、半製品、鍛鋼品、鋳鋼品、一般普通鋼熱間圧延鋼材、冷延広幅帯鋼、冷延電気鋼帯、めっき鋼材、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷間圧延鋼材、鋼管（冷けん鋼管を除く。）又は、鋳鉄等（以下「鉄鉄等」という。）を生産するもの	鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		上記以外のもの	鉄鋼月報（その四）	二部	翌月 十五日	局長			翌月 十五日
		鉄鉄等を生産するもの	鉄鋼月報（その九）	二部	翌月 十五日	局長			翌月 十五日
		磨鉄棒 冷間圧造用炭素鋼線 硬溶接棒 針 亜鉛めっき硬鋼線	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		上記以外のもの	鉄鋼月報（その七）	二部	翌月 十五日	局長			翌月 十五日
特殊鋼熱間圧延鋼材	特殊鋼熱間圧延鋼材								
特殊鋼冷間圧延鋼材	特殊鋼冷間圧延鋼材	磨帯鋼 冷延広幅帯鋼 冷延鋼板	鉄鋼月報（その五）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		鉄鉄等を生産するもの	鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産業大臣			
		上記以外のもの	鉄鋼月報（その五）	二部	翌月 十五日	局長			翌月 十五日
			鉄鋼月報（その九）	二部	翌月 十五日	局長			翌月 十五日

改正後

現 行

		磨 棒 鋼 冷 間 圧 造 用 炭 素 鋼 線 P C 鋼 線 ピ ス テ ン レ ス 鋼 線 そ の 他 の 特 殊 鋼 線	従事者三十名 以上のもの	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
	鋼	管 普 通 鋼 鋼 管 特 殊 鋼 鋼 管	全 部	鉄鋼月報（その六）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
	鉄鋼加 工製品	鋼 P C 鋼 より 金 鉄 電 溶 接 ド ラ ム 十 食 一 般	従事者三十名 以上のもの	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
一般 機械 器具	ボイラ 及び原 動機（ 自動車 用、二 輪車 用、鉄 道車 両用及 び航空 機用の ものを 除く。）	内 燃 機 関 ポ イ ラ ン 蒸 ガ ス ター ビ ン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関								
	土木建 設機械 、鉱山 機械及 び破砕 機	土 木 建 設 機 械 鉱 山 機 械 破 砕 機	装軌式トラクタ（ブル ドーザに限る） 建 設 用 ク レ ー ン 掘 削 機 械 整 地 機 械 アスファルト舗装機 コンクリート機 基 礎 工 事 用 機 械 高 所 作 業 車 破 砕 解 体 機 せ ん 孔 さ く 岩 機								
	化学機 械及び 貯蔵槽	化 学 機 械 貯 蔵 槽	ろ 過 機 器 分 離 機 器 集 じ ん 機 器 熟 交 換 機 器 混 合 機、か っ はん 機 及 び 粉 砕 機 反 応 用 機 器 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器								

		磨 棒 鋼 冷 間 圧 造 用 炭 素 鋼 線 P C 鋼 線 ピ ス テ ン レ ス 鋼 線 そ の 他 の 特 殊 鋼 線	鉄鉄等を生産 するものであ って従事者三 十名以上のも の	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
			上記以外のも のであって従 事者三十名以 上のもの	鉄鋼月報（その七）	二部	翌月 十五日	経済産 業局長				
	鋼	管 普 通 鋼 鋼 管 特 殊 鋼 鋼 管	鉄鉄等を生産 するもの	鉄鋼月報（その六）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
				鉄鋼月報（その九）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
			上記以外のも の	鉄鋼月報（その六）	二部	翌月 十五日	経済産 業局長				
				鉄鋼月報（その九）	二部	翌月 十五日	経済産 業局長				
	鉄鋼加 工製品	鋼 P C 鋼 より 金 鉄 電 溶 接 ド ラ ム 十 食 一 般	鉄鉄等を生産 するものであ って従事者三 十名以上のも の	鉄鋼月報（その七）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
			上記以外のも のであって従 事者三十名以 上のもの	鉄鋼月報（その七）	二部	翌月 十五日	経済産 業局長				
一般 機械 器具	ボイラ 及び原 動機（ 自動車 用、二 輪車 用、鉄 道車 両用及 び航空 機用の ものを 除く。）	内 燃 機 関 ポ イ ラ ン 蒸 ガ ス ター ビ ン	はん用内燃機関 船用ディーゼル機関								
	土木建 設機械 、鉱山 機械及 び破砕 機	土 木 建 設 機 械 鉱 山 機 械 破 砕 機	装軌式トラクタ（ブル ドーザに限る） 建 設 用 ク レ ー ン 掘 削 機 械 整 地 機 械 アスファルト舗装機 コンクリート機 基 礎 工 事 用 機 械 高 所 作 業 車 破 砕 解 体 機 せ ん 孔 さ く 岩 機								
	化学機 械及び 貯蔵槽	化 学 機 械 貯 蔵 槽	ろ 過 機 器 分 離 機 器 集 じ ん 機 器 熟 交 換 機 器 混 合 機、か っ はん 機 及 び 粉 砕 機 反 応 用 機 器 塔 槽 機 器 乾 燥 機 器								

改正後

現 行

製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製本及び紙工機械	製紙機械 プラスチック加工機械	射出成形機（手動式を除く。） 押出成形機 押出成形付属装置 ブロウ成形機																		
	印刷機械 製本機械 紙工機械																			
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 送風機（排風機を含み、電気ブロウを除く。）																			
	油圧機器 空気圧機器																			
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレーター 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット																			
	動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 畜車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン																		
農業用機械器具 具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器																		
	金属工作機械		旋削盤 研削盤 磨切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械																	

製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製本及び紙工機械	製紙機械 プラスチック加工機械	射出成形機（手動式を除く。） 成形機 押出成形付属装置 ブロウ成形機																		
	印刷機械 製本機械 紙工機械																			
ポンプ、圧縮機及び送風機（自動車用、二輪自動車用及び航空機用のものを除く。）	ポンプ（手動式及び消防ポンプを除く。） 真空ポンプ 送風機（排風機を含み、電気ブロウを除く。）																			
	油圧機器 空気圧機器																			
運搬機械及び産業用ロボット	クレーン 巻上機 コンベヤ エレベータ（自動車用を除く。） エスカレーター 機械式駐車装置 自動立体倉庫装置 産業用ロボット																			
	動力伝導装置	固定比減速機（自動車用、二輪自動車用、自転車用及び航空機用のものを除く。） 畜車（粉末や金製品を除く。） スチールチェーン																		
農業用機械器具 具及び木材加工機械	農業用機械器具 木材加工機械	整地用機器及び付属品 栽培用機器 管理用機器 収穫調整用機器																		
	金属工作機械		旋削盤 研削盤 磨切り盤及び歯車仕上げ機械 専用機 マシニングセンタ その他の金属工作機械																	

改正後

現 行

金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械 及び装置																
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械																
事務用機械	複写機（複写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアソ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機																
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン																
	繊維機械																	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品 冷凍機及び冷凍機 応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット																
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動 入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器																	

金属加工機械及び鋳造装置	金属加工機械 鋳造装置	金属一次製品製造機械 第二次金属加工機械 ダイカストマシン 鋳型機械 砂処理・製品処理機械 及び装置																
食料品加工機械、包装機械及び荷造機械（手動式のものを除く。）	食料品加工機械 包装機械及び荷造機械	個装・内装機械 外装・荷造機械																
事務用機械	複写機（複写版を除く。）・事務用印刷機（B3版未満のオフセット印刷機） 複写機（ジアソ式等を除く。） 金銭登録機	デジタル機 フルカラー機																
ミシン及び繊維機械	ミシン	家庭用ミシン 工業用ミシン																
	繊維機械																	
冷凍機及び冷凍機応用製品	冷凍機 冷凍機応用製品 冷凍機及び冷凍機 応用製品の補器 冷凍・空調用冷却塔	エアコンディショナ 冷凍・冷蔵ショーケース フリーザ（業務用冷凍庫を含む。） 除湿機 製氷機 チリングユニット（ヒートポンプ式を含む。） 冷凍・冷蔵ユニット																
業務用サービス機器	自動販売機 自動改札機・自動 入場機 業務用洗濯機 自動車用洗浄機器																	

改正後

現 行

軸受、軸受メタル及びプッシュ	軸受メタル	玉ころ軸受ユニット																		
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨重量鉄骨橋りょう塔鉄水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）																		
	架線金物	送変電用配通信線路用及び電車線用																		
ばね	かさねばね つるまきばね ねじりばね 線ばね うす板ばね ばね座金																			
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型																			
機械工具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C(W)BN工具 超硬工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッタ ギヤカッタ（ねじフライスを含む。） ブローチ タップ及びダイス リマ・バイト																		
弁及び管継手	バルブ及びロック管継手																			
空気動工具、作業工具、こ刃及び機械刃物	空気動工具の機械刃物																			
	作業工具																			

軸受、軸受メタル及びプッシュ	軸受メタル	玉ころ軸受ユニット																		
鉄構物及び架線金物	鉄構物	鉄骨重量鉄骨橋りょう塔鉄水門（水門巻上機を含む。） 鋼管（ベンディングロールで成型したものに限る。）																		
	架線金物	送変電用配通信線路用及び電車線用																		
ばね	かさねばね つるまきばね ねじりばね 線ばね うす板ばね ばね座金																			
金型	プレス用金型 鍛造用金型 鋳造用金型 ダイカスト用金型 プラスチック用金型 ガラス用金型 ゴム用金型 粉末や金用金型																			
機械工具	特殊鋼切削工具 ダイヤモンド工具 C(W)BN工具 超硬工具	ドリル（木工用を除く。） ミーリングカッタ ギヤカッタ（ねじフライスを含む。） ブローチ タップ及びダイス リマ・バイト																		
弁及び管継手	バルブ及びロック管継手																			
空気動工具、作業工具、こ刃及び機械刃物	空気動工具の機械刃物																			
	作業工具																			

改正後

現 行

ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器 石油機器 太陽熱温水器	ガスこんろ器 ガス湯沸房 ガス給湯器 ガス風呂 ガスストーブ ガス温風暖房 石油温風暖房 石油温水給湯暖房																		
半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディスプレイ製造装置																			
電気機械器具 (航空機用のものを除く。)	回転電気機械 直交流発電機 電動機 電動機一体機器																			
静止電気機械器具 (航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気溶接機																			
開閉装置 (航空機用のものを除く。)	開閉制御装置 開閉機器																			
民生用電気機械器具	電気がまなご 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 電気洗濯便座 電気かみそり 電気マッサージ器具																			

ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器	ガス機器 石油機器 太陽熱温水器	ガスこんろ器 ガス湯沸房 ガス給湯器 ガス風呂 ガスストーブ ガス温風暖房 石油温風暖房 石油温水給湯暖房																		
半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	半導体製造装置 フラットパネル・ディスプレイ製造装置																			
電気機械器具 (航空機用のものを除く。)	回転電気機械 直交流発電機 電動機 電動機一体機器																			
静止電気機械器具 (航空機用のものを除く。)	変圧器(電子機器に組み込まれるものを除く。) 電力変換装置 コンデンサ(電子機器用のものを除く。) 避雷装置 リアクトル 電気溶接機																			
開閉装置 (航空機用のものを除く。)	開閉制御装置 開閉機器																			
民生用電気機械器具	電気がまなご 食器洗い乾燥機 電気冷蔵庫 クッキングヒーター 換気扇 電気温水器 自然冷媒ヒートポンプ式給湯機 家庭用電気井戸ポンプ 電気洗濯機 電気掃除機 電気洗濯便座 電気かみそり 電気マッサージ器具																			

改正後

電球、配線及び電気照明器具	電球配線及び電気照明器具	白放電ランプLEDランプ電線器具電線器具									
通信機械器具及び無線応用装置	電話機応用装置 ファクシミリ交換機無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン									
民生用電子機械器具	薄型テレビビデオカメラ（放送用を除く。） デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器										
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路基板 音響部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 コンデンサ トランス インダクタ（コイルを含む。） 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ コリレー（有線通信機器用に限る。） 磁気テープ 磁気ディスク									
電子管、半導体素子、集積回路素子及び太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路素子 太陽電池モジュール										
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム） ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ									

現 行

電球、配線及び電気照明器具	電球配線及び電気照明器具	白放電ランプLEDランプ電線器具電線器具									
通信機械器具及び無線応用装置	電話機応用装置 ファクシミリ交換機無線通信機器（衛星通信装置を含む。） ネットワーク接続機器	ボタン電話装置 インターホン									
民生用電子機械器具	薄型テレビビデオカメラ（放送用を除く。） デジタルカメラ カーオーディオ カーナビゲーションシステム 補聴器										
電子部品	受動部品 接続部品 電子回路基板 電子回路基板 音響部品 メモリ部品 スイッチング電源	抵抗器 コンデンサ トランス インダクタ（コイルを含む。） 機能部品 スイッチ（通信・電子装置用に限る。） コネクタ コリレー（有線通信機器用に限る。） 磁気テープ 磁気ディスク									
電子管、半導体素子、集積回路素子及び太陽電池モジュール	電子管 半導体素子 集積回路素子 太陽電池モジュール										
電子計算機及び情報端末	電子計算機本体 情報端末	はん（汎）用コンピュータ（メインフレーム） ミッドレンジコンピュータ パーソナルコンピュータ									

改正後

現 行

電気計測器及び電子応用装置	電気計測器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置																			
	電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池																	
輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。）	乗用車（バスシャシー（完成車を含む。）） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トラクター 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体																		
	自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン 酸化器 ショックアブソーバ 計器 ブレーキ装置																	
自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車																			
	車いす																			
産業車両	動力付運搬車																			

電気計測器及び電子応用装置	電気計測器 電気測定器 工業用計測制御機器 ガス警報器 X線装置 放射性物質応用機器 放射線測定器 超音波応用装置 その他の電子応用装置																			
	電池	乾電池 蓄電池	酸化銀電池 アルカリマンガン乾電池 リチウム電池 鉛蓄電池 アルカリ蓄電池 リチウムイオン蓄電池																	
輸送機械器具	自動車（戦闘用自動車を除く。）	乗用車（バスシャシー（完成車を含む。）） トラックシャシー（完成車を含む。） 特殊自動車 トラクター 二輪自動車（モータースクータを含む。） 車体																		
	自動車部品及び内燃機関電装品	自動車部品 内燃機関電装品（自動車用以外のものを含む。） 二輪自動車部品	エンジン 酸化器 ショックアブソーバ 計器 ブレーキ装置																	
自転車及び車いす（原動機付自転車を除く。）	完成自転車																			
	車いす																			
産業車両	動力付運搬車																			

改正後

	航空機	航空機 機体部品・付属装置 発動機 補機（発動機の付属品を含む。） 航空計器・操縦訓練用設備										
	精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器										
	光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計 時計	カメラ用交換レンズ 完成品 ムーブメント（自己消費を除く。）									
	その他の機械	粉末や金製品（超硬チップを除く。）	粉末や金製品（超硬チップを除く。）									
	鋳造品	鍛工品 鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品	鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品									
		鉄鉄鋳物	鉄鉄鋳物 球状黒鉛鋳鉄									
		可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	可鍛鋳鉄 精密鋳造品									
		非鉄金属鋳物	銅・銅合金鋳物 アルミニウム鋳物									
		ダイカスト										
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化学繊維月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） そ 紡 毛 糸 麻 糸 再生・半合成繊維 アクリル糸 ポリエステル糸 その他の合成繊維糸		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錠以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績糸月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			

現 行

	航空機	航空機 機体部品・付属装置 発動機 補機（発動機の付属品を含む。） 航空計器・操縦訓練用設備										
	精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器										
	光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計 時計	カメラ用交換レンズ 完成品 ムーブメント（自己消費を除く。）									
	その他の機械	粉末や金製品（超硬チップを除く。）	粉末や金製品（超硬チップを除く。）									
	鋳造品	鍛工品 鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品	鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品									
		鉄鉄鋳物	鉄鉄鋳物 球状黒鉛鋳鉄									
		可鍛鋳鉄及び精密鋳造品	可鍛鋳鉄 精密鋳造品									
		非鉄金属鋳物	銅・銅合金鋳物 アルミニウム鋳物									
		ダイカスト										
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化学繊維月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） そ 紡 毛 糸 麻 糸 再生・半合成繊維 アクリル糸 ポリエステル糸 その他の合成繊維糸		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錠以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績糸月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			

改正後

現 行

織物 (細幅織物を除く。)	織物 毛織物 絹織物 ビスコース紡織物 人絹・アセテート織物 合成繊維織物	タオル タイヤコード																	
タフテッドカーペット (不織布カーペットを除く。) プレスフェルト (ニードルフェルトを除く。) 不織布	タフテッドカーペット (不織布カーペットを除く。) プレスフェルト (ニードルフェルトを除く。) 不織布																		
染色整理した織物及びニット生地	染色整理した織物及びニット生地																		
ニット生地並びにニット製品及び織物縫製品	ニット生地 ニット製品 織物製縫製品	外着・補整着・寝着類 靴 手袋 下着・補整着・寝着類																	
製綿・ふとん・網・細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん 漁網・陸上網 合成繊維網 細幅織物も レース生地																		
パルプ・紙及び紙加工品	製紙パルプ 紙 板紙	新聞巻取用紙 印刷・情報用紙 衛生用紙 雑種	全部		パルプ月報	一部 翌月 十五日 経済産 業大臣													
紙加工品	段ボール 紙おむつ	段ボール原紙 雑種	従事者五十名以上のもの		板紙月報	一部 翌月 十五日 経済産 業大臣													
印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 建築材料印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの		印刷月報	一部 翌月 十五日 経済産 業大臣													

織物 (細幅織物を除く。)	織物 毛織物 絹織物 ビスコース紡織物 人絹・アセテート織物 合成繊維織物	タオル タイヤコード																	
タフテッドカーペット (不織布カーペットを除く。) プレスフェルト (ニードルフェルトを除く。) 不織布	タフテッドカーペット (不織布カーペットを除く。) プレスフェルト (ニードルフェルトを除く。) 不織布																		
染色整理した織物及びニット生地	染色整理した織物及びニット生地																		
ニット生地並びにニット製品及び織物縫製品	ニット生地 ニット製品 織物製縫製品	外着・補整着・寝着類 靴 手袋 下着・補整着・寝着類																	
製綿・ふとん・網・細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん 漁網・陸上網 合成繊維網 細幅織物も レース生地																		
パルプ・紙及び紙加工品	製紙パルプ 紙 板紙	新聞巻取用紙 印刷・情報用紙 衛生用紙 雑種	全部		パルプ月報	一部 翌月 十五日 経済産 業大臣													
紙加工品	段ボール 紙おむつ	段ボール原紙 雑種	従事者五十名以上のもの		板紙月報	一部 翌月 十五日 経済産 業大臣													
印刷	出版印刷 商業印刷 証券印刷 事務用印刷 建築材料印刷 その他の印刷		従事者百名以上のもの		印刷月報	一部 翌月 十五日 経済産 業大臣													

改正後

現 行

雑貨工業品	雑貨工業品	楽器	ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管楽器 ギター・電気ギター	従事者二十名以上のもの	楽器月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの	家具月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの	軽金属板製品月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		文具	鉛筆 シャープペンシル ボールペン マキングペン クレヨン・パス・水彩絵の具 修正テープ	従事者二十名以上のもの	文具月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		玩具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）									
		革靴										
		製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）										
		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしていないものに限る。）										
		ほうろろ鉄器										
		陶磁器	タイル 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・置物									
ファインセラミックス												
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニウム 硝酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。）									
		ソーダ工業製品	中性ソーダ 塩素ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム 溶液									
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム									

雑貨工業品	雑貨工業品	楽器	ピアノ・電子オルガン 電子キーボード類（ミニキーボードを除く。） 管楽器 ギター・電気ギター	従事者二十名以上のもの	楽器月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		家具	金属製家具 木製家具	従事者五十名以上のもの	家具月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		軽金属板製品（他に掲げる品目に属するものを除く。）		従事者二十名以上のもの	軽金属板製品月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		文具	鉛筆 シャープペンシル ボールペン マキングペン クレヨン・パス・水彩絵の具 修正テープ	従事者二十名以上のもの	文具月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣				
		玩具	機械玩具（可動装置を有するもの。） プラスチック製玩具（可動装置を有しないもの。）									
		革靴										
		製革（牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。）										
		ガラス製品（板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしていないものに限る。）										
		ほうろろ鉄器										
		陶磁器	タイル 衛生用品 電気用品 台所・食卓用品 玩具・置物									
ファインセラミックス												
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニウム 硝酸アンモニウム（副生硫酸アンモニウムを除く。） 複合肥料（化成肥料のうち粒状のものに限る。）									
		ソーダ工業製品	中性ソーダ 塩素ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム 溶液									
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム									

改正後

現行

ふり化合物 りん化合物 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料	ふり化合物 りん化合物 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料 フタロシアニン系顔料	全 部	無機薬品・火薬類月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品	硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム 硫酸 亜硫酸 過酸化水素 火薬類	全 部	触媒月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全 部	触媒月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
高压ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全 部	高压ガス月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
有機薬品及び写真感光材料	コールドール製品 環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品	全 部	コールドール製品・環式中間物及び合成染料月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣	
メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	ホルマリン 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エポキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水マレイン酸 写真フィルム						
石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 テレフタル酸 純ベンゼン 純トルエン キシレン オロンキシレン パラキシレン エチレン 酸化エチレン エチレンジグリコール エチレンジグリコールエーテル アセトアルデヒド酸						

ふり化合物 りん化合物 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料	ふり化合物 りん化合物 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料 フタロシアニン系顔料	全 部	無機薬品・火薬類月報	一部	翌月 十五日	経済産 業局長	翌月 十五日
酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品	硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム 硫酸 亜硫酸 過酸化水素 火薬類及び爆薬	全 部	触媒月報	一部	翌月 十五日	経済産 業局長	翌月 十五日
触媒（主として触媒に用いられる物質に限る。）		全 部	触媒月報	一部	翌月 十五日	経済産 業局長	翌月 十五日
高压ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全 部	高压ガス月報	一部	翌月 十五日	経済産 業局長	翌月 十五日
有機薬品及び写真感光材料	コールドール製品 環式中間物（石油化学製品であるものを除く。） 合成染料 有機ゴム薬品	全 部	コールドール製品・環式中間物及び合成染料月報	一部	翌月 十五日	経済産 業局長	翌月 十五日
メタノール系有機薬品 可塑剤 その他の有機薬品 写真感光材料	ホルマリン 塩化メチレン フタル酸系可塑剤 りん酸系可塑剤 エポキシ系可塑剤 発酵エチルアルコール 無水マレイン酸 写真フィルム						
石油化学製品	ポリエチレン ポリスチレン ポリプロピレン 石油樹脂 合成ゴム（合成ラテックスを含む。） スチレンモノマー フェノール ビスフェノールA 無水フタル酸 テレフタル酸 純ベンゼン 純トルエン キシレン オロンキシレン パラキシレン エチレン 酸化エチレン エチレンジグリコール エチレンジグリコールエーテル アセトアルデヒド酸						

改正後

現 行

		エチルアルコール 塩化エチレン 酸化プロピレン プロピレングリコール ポリプロピレングリコ ール エビクロヒドリン イソプロピルアルコ ール 合 成 ア セ ト ン メチルイソブチルケト ン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分 解 ガ ソ リ ン																	
プラスチック	プラスチック（石油化学製品月報に掲載のものを除く。）		全 部	プラスチック月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												
油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂製品、石けん洗顔・ボディ用身体洗剤 合成洗剤 柔軟仕上げ剤 漂白剤 除・アルカリ洗剤 クレンジング剤 界面活性剤	脂 肪 酸 精 製 グ リ セ リ ン	従事者十名以上のもの	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												
化粧品	香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特殊用途		従事者三十名以上のもの	化粧品月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												
塗料及び印刷インク	塗料 インキ 印刷インキ用ワニス	一 般 イ ン ク 開 イ ン ク	従事者十名以上のもの	塗料及び印刷インキ月報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												
ゴム製品及びプラスチック製品	自動車用タイヤ ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用練生地 その他のゴム製品（電線被覆を除く。） 再 生 ゴ ム		従事者五名以上のもの	ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												
			従事者五名以上のもの	ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												

		エチルアルコール 塩化エチレン 酸化プロピレン プロピレングリコール ポリプロピレングリコ ール エビクロヒドリン イソプロピルアルコ ール 合 成 ア セ ト ン メチルイソブチルケト ン アクリロニトリル アクリル酸エステル 合成オクタノール 合成ブタノール メチルエチルケトン ブタン・ブチレン ブタジエン 分 解 ガ ソ リ ン																	
プラスチック	プラスチック（石油化学製品月報に掲載のものを除く。）		全 部	プラスチック月報	二部	翌月 十五日	経済産 業局長												
油脂製品、石けん、合成洗剤等及び界面活性剤	油脂製品、石けん洗顔・ボディ用身体洗剤 合成洗剤 柔軟仕上げ剤 漂白剤 除・アルカリ洗剤 クレンジング剤 界面活性剤	脂 肪 酸 精 製 グ リ セ リ ン	従事者十名以上のもの	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	二部	翌月 十五日	経済産 業局長												
化粧品	香水・オーデコロン 頭髪用化粧品 皮膚用化粧品 仕上用化粧品 特殊用途		従事者三十名以上のもの	化粧品月報	二部	翌月 十五日	経済産 業局長												
塗料及び印刷インク	塗料 インキ 印刷インキ用ワニス	一 般 イ ン ク 開 イ ン ク	従事者十名以上のもの	塗料及び印刷インキ月報	二部	翌月 十五日	経済産 業局長												
ゴム製品及びプラスチック製品	自動車用タイヤ ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品 更生タイヤ用練生地 その他のゴム製品（電線被覆を除く。） 再 生 ゴ ム		従事者五名以上のもの	ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	二部	翌月 十五日	経済産 業局長												
			従事者五名以上のもの	ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	二部	翌月 十五日	経済産 業局長												

改正後

現行

	ガラス チック 製品	プラスチック製品 (電線被覆及びプ ラスチック製履物 を除く。)	フ ィ ー ル ム ト 合 成 皮 革 手 用 機 械 器 具 部 品 (照 明 用 品 を 含 む。) 日 用 品 ・ 雑 貨 器 材 品 種 多 岐 の 製 品																			
窯 業 土 石 製 品 及 び 建 材	セメント 及び セメント 製品	セメント																				
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリ ート 製 品 空 洞 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 護 岸 用 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 道 路 用 コ ン ク リ ー ト 製 品 プレ ス ト レ ス ト コ ン ク リ ー ト 製 品 木 毛 ・ 木 片 セ メ ン ト 板 気 泡 コ ン ク リ ー ト 製 品																			
	ガラス 及び ガ ラス 製 品	板 ガ ラ ス 安 全 ガ ラ ス 複 層 ガ ラ ス ガ ラ ス 織 維																				
	その 他 の 窯 業 土 石 製 品 及 び 建 材	耐火れんが・不定 形耐火物		全 部	耐 火 れ ん が ・ 不 定 形 耐 火 物 月 報	一 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣														
		せっこうボード 織 維 板 パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド プレ ハ ブ 建 築 用 パ ネ ル		全 部	ボ ー ド ・ パ ネ ル 月 報	一 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣														
		炭素製品(炭素れ んが、鉛筆用芯、 濾過用カーボン、 活性炭及びその他 の日用品を除く。) 研 削 砥 石	電 プ ラ 極 シ ン 特 殊 炭 素 製 品 炭 素 織 維	全 部	炭 素 製 品 ・ 研 削 砥 石 月 報	一 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣														
		金 属 製 建 具	アルミニウム製建 具 スチール又はステ ン レ ス 製 建 具	従 事 者 三 十 名 以 上 の もの	金 属 製 建 具 月 報	一 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣														
鉱 物 及 び 石 炭 製 品	金属 鉱 物	金 錠																				
	非金属 鉱 物	け い 石 ド ロ マ イ ト け い 砂 石 灰 石																				
	コー ク ス	コ ー ク ス																				
	原 油 及 び 天 然 ガ ス	原 天 然 ガ ス																				

	ガラス チック 製品	プラスチック製品 (電線被覆及びプ ラスチック製履物 を除く。)	フ ィ ー ル ム ト 合 成 皮 革 手 用 機 械 器 具 部 品 (照 明 用 品 を 含 む。) 日 用 品 ・ 雑 貨 器 材 品 種 多 岐 の 製 品																		
窯 業 土 石 製 品 及 び 建 材	セメント 及び セメント 製品	セメント																			
		セメント製品	遠心力鉄筋コンクリ ート 製 品 空 洞 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 護 岸 用 コ ン ク リ ー ト ブ ロ ック 道 路 用 コ ン ク リ ー ト 製 品 プレ ス ト レ ス ト コ ン ク リ ー ト 製 品 木 毛 ・ 木 片 セ メ ン ト 板 気 泡 コ ン ク リ ー ト 製 品																		
	ガラス 及び ガ ラス 製 品	板 ガ ラ ス 安 全 ガ ラ ス 複 層 ガ ラ ス ガ ラ ス 織 維																			
	その 他 の 窯 業 土 石 製 品 及 び 建 材	耐火れんが・不定 形耐火物		全 部	耐 火 れ ん が ・ 不 定 形 耐 火 物 月 報	二 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣													
		せっこうボード 織 維 板 パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド プレ ハ ブ 建 築 用 パ ネ ル		全 部	ボ ー ド ・ パ ネ ル 月 報	二 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣													
		炭素製品(炭素れ んが、鉛筆用芯、 濾過用カーボン、 活性炭及びその他 の日用品を除く。) 研 削 砥 石	電 プ ラ 極 シ ン 特 殊 炭 素 製 品 炭 素 織 維	全 部	炭 素 製 品 ・ 研 削 砥 石 月 報	二 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣													
		金 属 製 建 具	アルミニウム製建 具 スチール又はステ ン レ ス 製 建 具	従 事 者 三 十 名 以 上 の もの	金 属 製 建 具 月 報	二 部	翌 月 十 五 日	経 済 産 業 大 臣													
鉱 物 及 び 石 炭 製 品	金属 鉱 物	金 錠																			
	非金属 鉱 物	け い 石 ド ロ マ イ ト け い 砂 石 灰 石																			
	コー ク ス	コ ー ク ス																			
	原 油 及 び 天 然 ガ ス	原 天 然 ガ ス																			

改正後

石油製品	石油製品	石油製品																			
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属地金	電気金																			
		電気銀																			
		粗銅 粗鉛(副産粗鉛を含む。) 電気鉛 亜鉛																			
		高純度多結晶シリコン シリコンウエハ																			
		アルミニウム地金 アルミニウム合金 地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金																		
非鉄金属加工製品	伸銅製品	伸銅製品																			
		はんだ 銅合金塊		全部		非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣												
		アルミニウム粉																			
		アルミニウム圧延製品																			
		電線・ケーブル	銅線(完成品) アルミニウム線																		
		光ファイバ製品	通信ケーブル 光ファイバ心線																		

現行

石油製品	石油製品	石油製品																			
非鉄金属及び非鉄金属加工製品	非鉄金属地金	電気金																			
		電気銀																			
		粗銅 粗鉛(副産粗鉛を含む。) 電気鉛 亜鉛																			
		高純度多結晶シリコン シリコンウエハ																			
		アルミニウム地金 アルミニウム合金 地金 アルミニウム二次地金 アルミニウム二次合金地金	精製アルミニウム地金																		
非鉄金属加工製品	伸銅製品	伸銅製品																			
		はんだ 銅合金塊		全部		非鉄金属製品月報(高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)	二割	翌月 十五日	経済産 業局長												
		アルミニウム粉																			
		アルミニウム圧延製品																			
		電線・ケーブル	銅線(完成品) アルミニウム線																		
		光ファイバ製品	通信ケーブル 光ファイバ心線																		

別表第2〔調査票様式〕

鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く。） ・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼	1
鉄鋼月報（その5）特殊鋼圧延鋼材	2
鉄鋼月報（その6）鋼管	3
鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	4
鉄鋼月報（その9）労務・生産能力	5
化学繊維月報	6
紡績糸月報	7
パルプ月報	8
紙月報	9
板紙月報	10
段ボール月報	11
印刷月報	12
楽器月報	13
家具月報	14
軽金属板製品月報	15
文具月報	16
コーラタール製品・環式中間物及び合成染料月報	17
無機薬品・火薬類月報	18
触媒月報	19
高圧ガス月報	20

別表第2〔調査票様式〕（つづき）

プラスチック月報	21
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	22
化粧品月報	23
塗料及び印刷インキ月報	24
ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	25
ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	26
耐火れんが・不定形耐火物月報	27
炭素製品・研削砥石月報	28
ボード・パネル月報	29
金属製建具月報	30
非鉄金属製品月報 （高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊）	31



鉄鋼月報(その4)

経済産業省生産動態統計調査
普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		単位:t					
品 目	項 目 番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷		月 末 在 庫 F
					販 売 D	そ の 他 E	
冷間仕上鋼材	磨帯鋼・冷延鋼板	0101					
	冷延広幅帯鋼	0102					
	冷延電気鋼帯	0103					
めっき鋼材	ブ リ キ	0104					
	ティンフリースチール	0105					
	亜鉛めっき鋼板	溶融めっき	0106				
		電気めっき	0107				
	その他の金属めっき鋼板	0108					
冷間ロール成型形鋼	簡易鋼矢板	0109					
	軽量形鋼	0110					

2-1. めっき鋼材用・冷間ロール成型形鋼用原材料		単位:t	
品 目	項 目 番 号	消 費	月 末 在 庫
		A	B
普通鋼冷間仕上鋼材(冷延電気鋼帯を除く)	0201		

注.めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

2-2. 冷間ロール成型形鋼用原材料		単位:t	
品 目	項 目 番 号	消 費	月 末 在 庫
		A	B
亜鉛めっき鋼板	0221		

注.冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

2-3. 普通鋼冷延用・亜鉛めっき鋼板用・冷間ロール成型形鋼用原材料		単位:t	
品 目	項 目 番 号	消 費	月 末 在 庫
		A	B
普通鋼 熟間圧延鋼材	厚 板	0231	
	中 板・薄 板	0232	
	鋼 帯	0233	

注.冷延・めっき・冷間ロール成型形鋼専業事業所のみ記入してください。

(備考)

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	1 0 4 0	2 0	都道府県 整 理 番 号



基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品		単位:t						
品 目	項 目	番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷		月 末 在 庫 F
						販 売 D	そ の 他 E	
熱 間 圧 延 鋼 材	形	鋼 0101						
	棒	鋼 0102						
	管	材 0103						
	線	材 0104						
	鋼	板 0105						
	鋼	帯 0106						
	計		0107					
冷 間 仕 上 鋼 材	磨 帯 鋼	0108						
	冷 延 広 幅 帯 鋼	0109						
	冷 延 鋼 板	0110						

2. 特殊鋼冷延用原材料消費		単位:t	
品 目	項 目	番 号	消 費
			A
熱 間 圧 延 鋼 材	鋼 板	0201	
	鋼 帯	0202	

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) 電話(- -)
事 業 所 名		事 業 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	電話(- -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	1 0 5 0 2 0		都道府県 整 理 番 号



基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷		月 末 在 庫
						販 売	そ の 他	
			A	B	C	D	E	F
普通鋼	熱 間 鋼 管 (溶 鍛 接 鋼 管 を 含 む)	0101						
	冷 け ん 鋼 管 (再 生 引 抜 鋼 管 を 含 む)	0102						
	め っ き 鋼 管	0103						
特殊鋼	熱 間 鋼 管 (溶 接 鋼 管 を 含 む)	0104						
	冷 け ん 鋼 管	0105						

品 目	項 目	番 号	生 産
			A
継 目 無 鋼 管		0121	
鍛 接 鋼 管		0122	
電 縫 鋼 管		0123	
電 弧 溶 接 鋼 管		0124	

原材料名	項 目	番 号	消 費	月 末 在 庫
			A	B
普通鋼	管 材	0201		
	鋼 板	厚 板	0202	
		中 板 ・ 薄 板	0203	
	鋼 帯	0204		
	磨 帯 鋼	0205		
	亜 鉛 め っ き 鋼 板	0206		
特殊鋼	管 材	0207		
	鋼 板	0208		
	鋼 帯	0209		

品 目	項 目	番 号	消 費	月 末 在 庫
			A	B
普通鋼熱間鋼管 (溶 鍛 接 鋼 管 を 含 む)		0221		
特殊鋼熱間鋼管 (溶 接 鋼 管 を 含 む)		0222		

注. 専業事業所のみ記入してください。

注. 専業事業所のみ記入してください。

(備 考)	
-------	--

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	1 0 6 0	2 0				



基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1-1. 磨棒鋼・線類・鑄鉄管			単位:t					
品 目	項 目	番 号	生 産	消 費	出 荷		月 末 在 庫	
					販 売	そ の 他		
			A	B	C	D	E	
普通鋼	冷間仕上鋼材	磨 棒 鋼	0101					
		鉄 線	0102					
		冷間圧造用炭素鋼線	0103					
		硬 鋼 線	0104					
		溶 接 棒 心 線	0105					
鋼	めっき鋼材	針 金	0106					
		亜鉛めっき硬鋼線	0107					
特殊鋼	冷間仕上鋼材	磨 棒 鋼	0108					
		P C 鋼 線	0109					
		ピ ア ノ 線	0110					
		ステンレス鋼線	0111					
		冷間圧造用炭素鋼線	0112					
		その他の特殊鋼線	0113					
鑄 鉄 管			0114					

1-2. 鉄鋼加工製品			単位:t			
品 目	項 目	番 号	生 産	出 荷		月 末 在 庫
				販 売	そ の 他	
			A	B	C	D
鋼	索	0121				
	鋼より線	0122				
P C	鋼より線	0123				
金 網	一般金網・蛇かご	0124				
	溶 接 金 網	0125				
鉄 く ぎ			0126			
電 気 溶 接 棒			0127			
ド ラ ム 缶			0128			
1 8 リ ッ ト ル 缶			0129			
食 缶			0130			
一 般 缶			0131			

3. 労 務		単位:人		(備 考)
区 分	番 号	月末従事者数		
		A		
鉄 鋼 部 門	0301			
鉄 鋼 加 工 製 品 部 門	0302			
そ の 他 の 部 門	0303			

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	1 0 7 0	2 0	都道府県 整 理 番 号



経済産業省生産動態統計調査
鉄鋼月報(その9) 労務・生産能力
 (平成 年 月 分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

3. 労 務		単位:人		
区 分	番号	鉄 鋼 部 門	鉄鋼加工製品部門	そ の 他 の 部 門
		A	B	C
月 末 従 事 者 数	0301			

4. 生 産 能 力		単位:t/月	
区 分	番号	月 間 生 産 能 力	
		A	
銑 鉄	高 炉	0401	
	そ の 他 の 炉	0402	
粗 鋼	転 炉	0403	
	電 気 炉	0404	
熱 間 圧 延 鋼 材		0405	
冷 延 広 幅 帯 鋼		0406	

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	1 0 9 0	2 0				



経済産業省生産動態統計調査

化学繊維月報

(平成 年 月分)

基 幹 統 計
経済産業省生産動態統計
提出先 経済産業大臣
提出期日 翌 月 15 日
提出部数 1 部

1. 製 品		番 号	生 産	受 入	出 荷		月 末 在 庫
項 目					販 売	そ の 他	
品 目					A	B	
再生・半合成繊維	長 織 維	0101					
	短 織 維	0102					
合 成 織 維	ナイロン長織維	0103					
	アクリル短織維	0104					
	ポリエステル	長織維	0105				
		短織維	0106				
	ポリエチレン	0107					
	ポリプロピレン	長織維	0108				
		短織維	0109				
	その他の合成繊維	長織維	0110				
		短織維	0111				

4. 生 産 能 力			番 号	月 間 生 産 能 力	
区 分					A
再生・半合成繊維	長 織 維				0401
	短 織 維		0402		
合 成 織 維	ナイロン	長織維	0403		
	アクリル	短織維	0404		
	ポリエステル	長織維	0405		
		短織維	0406		
	ポリエチレン	長織維	0407		
	ポリプロピレン	長織維	0408		
		短織維	0409		
	その他の合成繊維	長織維	0410		
		短織維	0411		

3. 労 務		番 号	月 末 従 事 者 数	
区 分				A
再生・半合成繊維部門				0301
合成繊維部門		0302		
事業所		0303		

(備考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	3 0 1 0	2 0	都道府県 整 理 番 号

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
紡績糸月報
(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1-1. 製 品		単位:t				
品 目	項 目 番号	生 産 A	受 入 B	出 荷		月 末 在 庫 E
				販 売 C	そ の 他 D	
綿糸(コンデンサー糸を含む)	0101					
そ 毛	0102					
紡 毛	0103					
麻	0104					
再生・半合成繊維糸	0105					
アクリル	0106					
ポリエステル	0107					
その他の合成繊維糸	0108					

注:出荷のうちその他には、貸織・賃編用、自社工場用消費を含みます。

1-2. 純糸・混紡糸別生産内訳		単位:t						
品 目	純・混紡相手 番号	綿	毛	麻	再生・半合成繊維	アクリル	ポリエステル	その他
		A	B	C	D	E	F	G
綿	0121							
そ 毛	0122							
紡 毛	0123							
麻	0124							
再生・半合成繊維糸	0125							
アクリル	0126							
ポリエステル	0127							

- 注: 1. 品目ごとの合計(合計欄なし)は、それぞれの生産計(計欄なし)に一致させてください。
2. 「その他の合成繊維糸」の生産数量は「純糸・混紡糸別生産内訳」には記入しないでください。
3. 混紡相手繊維が2つ以上ある場合は、重量の多い混紡相手繊維の欄に記入してください。

3. 労 務		単位:人
区 分	番 号	月末従事者数
		A
紡績糸部門	0301	
事業所	0302	

4-1. 生産設備能力		
区 分	番 号	紡 績 機
		A
月末運転可能錘数(錘)	0401	
月間延運転錘時間数 (千時間)	綿 糸 用	0402
	再生・半合成繊維糸用	0403
	合 成 繊 維 糸 用	0404
	毛 糸 用	0405
	麻 糸 用	0406

注: オープンエンド精紡機については、錘数欄にドラム数を記入してください。

(備 考)

4-2. 設 備 (操業時間)	
番 号	月間延操業時間(時間)
	A
0421	

- 注: 1. 1日の平均操業時間×当月の操業日数
注: 2. 1日の平均操業時間の1時間未満の分については、以下の例にならって十進法に直して計算してください。
(計算例)
8時間30分=8.5×当月の操業日数
16時間00分=16.0×当月の操業日数
16時間45分=16.75×当月の操業日数

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 署 名 所 及 部 氏 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
			都道府県 整 理 番 号
A 0 7 3 0 4 0 2 0			

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査

パ ル プ 月 報

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

品 目	項 目	番 号	生 産	消費(製紙用)	出 荷			月 末 在 庫	
					販 売		そ の 他		
					数 量	金額(百万円)			
A	B	C	D	E	F				
製紙	クバ	さらし	針葉樹	0101					
	ラル		広葉樹	0102					
	フル	トブ	未ざらし	0103					
パ	サー	モメカニカルパルプ	0104						
	リ	ファイナーグラウンドパルプ	0105						
	碎	木パルプ	0106						
	そ	の他製紙パルプ	0107						

品 目	項 目	番 号	消 費 (製 紙 用)			
			紙 用	板 紙 用		
			A	B		
製紙	クバ	さらし	針葉樹	0121		
	ラル		広葉樹	0122		
	フル	トブ	未ざらし	0123		
パ	サー	モメカニカルパルプ	0124			
	リ	ファイナーグラウンドパルプ	0125			
	碎	木パルプ	0126			
	そ	の他製紙パルプ	0127			

原材料名	項 目	番 号	消 費	月 末 在 庫	
			A	B	
国産材	原	木	0201		
	チ	針葉樹	0202		
	ツ		広葉樹	0203	
輸入材	原	木	0204		
	チ	針葉樹	0205		
	ツ		広葉樹	0206	

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数			
		A			
パ	ル	部	門	0301	
事	業	所	0302		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

区 分	番 号	基(台)数	月 間 生 産 能 力(t)									
		A	B									
蒸解釜・浸透装置	ク	さらし	連 続 式	0401								
	ラ		バ ッ チ 式	0402								
	フ	ト	未ざらし	連 続 式	0403							
				バ ッ チ 式	0404							
	パ	そ	の	他	パ	ル	プ	0405				
	リ	フ	ア	イ	ナ	ー	・	碎	木	機	0406	

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 名 氏 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	4 2 3 0	2 0	都道府県 整 理 番 号

(平成 年 月 日作成)

平成29.9改正

経 済 産 業 省 (鉱 工 業 動 態 統 計 室)



経済産業省生産動態統計調査
紙 月 報
(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品		出 荷				月 末 在 庫
項 目	番 号	生 産	販 売		そ の 他	
			数 量	金 額 (百 万 円)		
品 目		A	B	C	D	E
新開巻取紙	0101					
印刷情報用紙	非塗工印刷用紙					
	上級印刷紙	0102				
	中級印刷紙	0103				
	下級印刷紙	0104				
	薄葉印刷紙	0105				
	微塗工印刷用紙	0106				
	塗工印刷用紙					
	アート紙	0107				
	コート紙	0108				
	軽量コート紙	0109				
	その他塗工印刷紙	0110				
特殊用印刷紙						
色上質紙	0111					
その他特殊印刷用紙	0112					
情報用紙						
複写原紙	0113					
フォーム用紙	0114					
PPC用紙	0115					
情報記録紙	0116					
その他情報用紙	0117					
包装用紙	未包装					
	重袋用両更クラフト紙	0118				
	その他両更クラフト紙	0119				
	紙	0120				
	純白ロール紙	0121				
包装用紙						
さらしクラフト紙	0122					
さらし紙	0123					
衛生用紙	ティッシュペーパー	0124				
	トイレットペーパー	0125				
	タオル用紙	0126				
	その他衛生用紙	0127				
雑種紙	工種加工原紙	0128				
	業種電気絶縁紙	0129				
	用紙					
	その他工業用雑種紙	0130				
家庭用雑種紙	0131					

2. 原 材 料		消 費	月 末 在 庫	
原 材 料 名	番 号	A	B	
		パルプ		
クラフト				
さらし				
針葉樹	0201			
広葉樹	0202			
未ざらし	0203			
機械パルプ	0204			
その他パルプ	0205			
古紙				
パルプ				
上白・カード	0207			
古紙				
特白・中白・白マニラ	0208			
模造・色上(アート古紙を含む)	0209			
茶模造紙古紙(洋段を含む)	0210			
切付(中色)・中更反古	0211			
新聞	0212			
雑誌	0213			
段ボール古紙	0214			
台紙・地券・ボール古紙・込新	0215			
その他繊維原料	0216			

- パルプの「消費、在庫」欄は購入又は自社他工場より受け入れた量について記入してください。したがって、あなたの工場での「パルプ消費」の消費(製紙用)、月末在庫に記入したものは除かれます。
- 機械パルプには、サーモメカニカルパルプ、リファイナードグラウンドパルプ及び砕木パルプを含めます。
- その他パルプには、半化学パルプ、セミケミカルパルプ及びケミグラウンドパルプを含めます。
- 「古紙パルプ」欄は購入したものについて記入してください。また、あなたの工場では古紙パルプを製造しているときは「古紙」欄のみ記入してください。
- 単位未満の数字は、四捨五入して記入してください。
- 手すきの紙を除きます。

3. 労 務		単 位 : 人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
紙 部 門	0301	
事 業 所	0302	

4. 生産設備能力			
区 分	番 号	抄紙機(台)	月間生産能力(t)
		A	B
長 網 式	0401		
ツインワイヤー式	0402		
オントップ式	0403		
そ の 他	0404		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	4 2 4 0	2 0	都道府県 整理番号

(平成 年 月 日作成)

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
板紙月報
(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

品 目	項 目	番 号	生 産	出		月 末 在 庫	
				販 売			荷 他
				数 量	金 額 (百万円)		
		A	B	C	D	E	
段ボール原紙	ライナー						
	外装用(クラフト)	0101					
	外装用(ジュート)	0102					
	内装用	0103					
	中芯原紙	0104					
紙器用板紙	白板紙						
	マニラボール	0105					
	白ボール	0106					
	黄・チップ・色板紙	0107					
雑板紙	建材原紙	0108					
	紙管原紙	0109					
	その他板紙	0110					

原材料名	項 目	番 号	消 費		月 末 在 庫	
			A	B	A	B
パルプ	クバ					
	さらし					
	針葉樹	0201				
	広葉樹	0202				
	未ざらし	0203				
	機械パルプ	0204				
	その他パルプ	0205				
	古紙パルプ	0206				
古紙	上白・カード	0207				
	特白・中白・白マニラ	0208				
	模造・色上(アート古紙を含む)	0209				
	茶模造紙古紙(洋段を含む)	0210				
	切付(中色)・中更反古	0211				
	新開	0212				
	雑誌	0213				
	段ボール古紙	0214				
	台紙・地券・ボール古紙・込新	0215				
	その他繊維原料	0216				

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
板紙部門	0301	
事業所	0302	

区 分	番 号	抄紙機(台)		月間生産能力(t)	
		A	B	A	B
まる網式	0401				
オントップ式	0402				
コンビネーション式	0403				
その他	0404				

- 注：1. パルプの「消費、在庫」欄は購入又は自社工場より受け入れた量について記入してください。したがって、あなたの工場での「パルプ月報」の消費(製紙用)、月末在庫に記入したものは除かれます。
2. 機械パルプには、サーモメカニカルパルプ、リファイナークラウドパルプ及び碎木パルプを含めます。
3. その他パルプには、半化学パルプ、セミケミカルパルプ及びケミグラウンドパルプを含めます。
4. 「古紙パルプ」欄は、購入したのものについて記入してください。また、あなたの工場での古紙パルプを製造しているときは「古紙」欄のみ記入してください。
5. 単位未満の数字は、四捨五入して記入してください。

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作成者の所属部署名及び氏名	(電話 - -)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A 0 7	4 2 6 0	2 0	都道府県 整理番号

(平成 年 月 日作成)

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



政府統計



経済産業省生産動態統計調査
段ボール月報
(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

注: 1. 消費(次工程投入)、出荷及び月末在庫には受入れ分も含めてください。
2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格(消費税を含む)とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

1-1. 製 品		出 荷						月末在庫
項 目	番 号	生 産	受 入 (シート)	消 費 (次工程投入)	販 売		そ の 他	
					数 量	金 額(千円)		
品 目		A	B	C	D	E	F	G
両 面	0101							
複 両 面 (複々両面を含む)	0102							
片 面	0103							
合 計	0104							

注: 1. 1-1. 製品欄の消費(次工程投入)合計(0104のC)の数値は1-2. の消費(次工程投入)部門別内訳合計(0121のK)の数値と必ず一致することになります。
2. 1-2. 消費(次工程投入)部門別内訳の「加工食品(飲料を含む)」とは缶・びん詰め・菓子類及びその他の加工した食料品用のものをいいます。

1-2. 消費(次工程投入)部門別内訳											単位:千㎡
需 要 部 門 別 内 訳											
製 箱 用										製箱用以外	合 計
番 号	電 気 器 具・ 機 械 器 具 用	薬 品・洗 剤・ 化 粧 品 用	食 料 品 用			織 維 製 品 用	陶 磁 器・ガ ラ ス 製 品・雑 貨 用	通 販・宅 配 ・ 引 越 用	そ の 他 の 製 箱 用	包 装 用 以 外	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
0121											

1-3. 段ボール箱等生産金額		注: 1-3の生産金額は、1-2の消費(次工程投入)部門別内訳の合計(0121のK)に該当する金額を記入してください。
番号	A	
0131		

2. 原 材 料			単位:t
原材料名	項 目	番 号	消 費
	A		
ラ イ ナ		0201	
中 芯 原 紙		0202	

3. 労 務		単位:人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
段ボールシート部門	0301	
事業所	0302	

備 考: 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生 産 設 備 能 力			
区 分	番 号	コ ル ゲ ー タ (台)	年 間 生 産 能 力 (千㎡)
		A	B
段ボールシート	0401		

注: 1. 保有(借用分を含む)するコルゲータの台数と年間生産能力を記入してください。複数台数保有している場合には、合計して記入してください。
2. 機種別の年間生産能力の算定は、下記の計算式により算出してください
機種別生産能力(千㎡/年) = 平均紙幅(M) × 平均速度(M/H) × 年間所定労働時間(H) / 1000
1) 平均紙幅(単位:メートル)と平均運転速度(単位:メートル/1時間当たり)は原則として前年実績を基準としてください。
2) 所定労働時間(単位:時間)は労働協約により定めた時間で計算してください。
3. 生産設備能力に変更あるいは見直しがあった場合には、備考欄にその内容(コルゲータの休止・修理・増設・改造・廃棄等)と年・月・日を記入してください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 名 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
A 0 7 4 2 9 0 2 0			都 道 府 県	整 理 番 号		

平成29.9改正

経済産業省(鉱工業動態統計室)

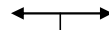


経済産業省生産動態統計調査
印刷月報
(平成 年 月分)

基 幹 統 計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1-1. 製 品		生産金額 (百万円)
項 目	番 号	A
合 計	0101	
製 品 別 内 訳	出 版 印 刷	0102
	商 業 印 刷	0103
	証 券 印 刷	0104
	事 務 用 印 刷	0105
	包 装 印 刷	0106
	建 装 材 印 刷	0107
	そ の 他 の 印 刷	0108

1-2. 製 品 - 印 刷 方 式		生産金額 (百万円)
項 目	番 号	A
合 計	0121	
印 刷 方 式 別 内 訳	と っ 版 印 刷 (活 版 印 刷)	0122
	平 版 印 刷 (オ フ セ ッ ト 印 刷)	0123
	お う 版 印 刷 (グ ラ ビ ア 印 刷)	0124
	孔 版 印 刷 (ス ク リ ー ン 印 刷)	0125
	フ レ キ ソ 印 刷	0126
	そ の 他 の 印 刷 方 式	0127



合計は一致します。

3. 労 務		単 位 : 人
区 分	番 号	月末従事者数 A
印 刷 部 門	0301	
事 業 所	0302	

備 考 : 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	4 3 0 0	2 0	都道府県 整 理 番 号



楽 器 月 報

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

1. 製 品		番 号	生 産	受 入 (製 品)		出 荷		月 末 在 庫	
項 目 品 目	単 位			国 内	国 外	販 売			そ の 他
				A	B	C	数 量		
ピアノ	台	0101							
電子ピアノ・電子オルガン	台	0102							
電子キーボード類 (ミニキーボードを除く)	台	0103							
管 楽 器	本	0104							
ギター・電気ギター	本	0105							

- 注1. 受入の国外の欄には、輸入品及びあなたの企業の海外工場において生産した製品を国内に受入れた場合に計上してください。
 2. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。
 3. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税も含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

3. 労 務		単 位: 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
楽 器 部 門	0301		
事 業 所	0302		

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7 5 0 2 0	2 0		都道府県 整 理 番 号

平成29.9改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
家具月報
(平成 年 月分)

基幹統計	経済産業省生産動態統計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		単位:個						
品目	項目	番号	生産	受入 (製品)	出荷		月末在庫	
					販売			その他
					数量	金額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	
金属製	机	事務用	0101					
		その他の机(卓子を含む)	0102					
	いす	回転式	0103					
		その他の金属製いす	0104					
		引出箱	0105					
		保管庫類	0106					
		耐火金庫	0107					
	台所用	流し台	0108					
		ガス台	0109					
		調理台	0110					
		システムキッチン	0111	セット	セット	セット	セット	セット
		ベツド	0112					
		棚	0113					
		間仕切り	0114	m ²	m ²	m ²		m ²
		その他の金属製家具	0115					

木製	たんす	0116					
	棚	食器棚	0117				
		その他の木製棚	0118				
		机	0119				
		テーブル	0120				
	いす	応接いす	0121				
		食卓いす	0122				
		その他の木製いす	0123				
		ベツド	0124				
		その他の木製家具	0125				

注:1. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税を含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

3. 労務		単位:人
区分	番号	月末従事者数
		A
家具部門	0301	
事業所	0302	

4. 生産能力			
区分	単位	番号	月間生産能力
			A
金属製	事務用机	個	0401
	回転式いす	個	0402

(備考)

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者所属及び氏名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分	事業所番号
A 0 7	5 0 3 0 2 0		都道府県 整理番号



経済産業省生産動態統計調査

軽金属板製品月報

(平成 年 月 分)

基 幹 統 計	計
経済産業省生産動態統計	計
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

- 注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分を含めてください。
 2. 飲料用缶は小売飲料用に限ります。
 3. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税を含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものをいいます。

1. 製 品		単位:kg						
品 目	項 目	番 号	生 産	受 入 (製品)	出 荷		月 末 在 庫	
					販 売			そ の 他
					数 量	金 額(百万円)		
		A	B	C	D	E	F	
日 用 品		0101						
産 業 用 品	電 気 器 具 用 品	0102						
	船 舶 ・ 車 両 用 品	0103						
	缶 体		0104					
		飲 料 用 缶						
	缶 ぶ た	0105						
	そ の 他 の 産 業 用 品		0106					

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
軽 金 属 板 製 品 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力			単位:kg	
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力		
		A		
飲 料 用 缶	缶 体	0401		
	缶 ぶ た	0402		

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7 5 0 4 0 2 0			都道府県 整 理 番 号

平成29.9改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



文具月報

(平成 年 月分)

経済産業省生産動態統計調査

基 幹 統 計
経済産業省生産動態統計
提出先 経済産業大臣
提出期日 翌月15日
提出部数 1 部

1. 製 品		品 目	単 位	番 号	生 産	受 入 (製品)	出 荷			月 末 在 庫
							販 売		そ の 他	
							数 量	金 額(千円)		
							A	B	C	
鉛 筆	グロス	0101								
シャープペンシル	千本	0102								
ボールペン (完成品)	水性	千本	0103							
	油性	千本	0104							
マ ー キ ン グ ペ ン	千本	0105								
クレヨン・パス・水彩絵の具	千本	0106								
修 正 液	千本	0107								
修 正 テ ー プ	千個	0108								

注1. 出荷及び月末在庫欄には受入分も含めてください。

2. 販売金額とは、販売数量を契約価格又は生産者販売価格(消費税も含む)で評価した金額をいい、契約価格又は生産者販売価格とは、企業の販売価格から積込料、運賃、保険料、その他の販売諸掛を除いたものです。

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月末従事者数	
		A	
文 具 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力		単位:千本	
区 分	番 号	中芯月間生産能力	中芯月間生産実績
		A	B
ボ ー ル ペ ン (インキング・マシン)	0401		

(備考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
			都道府県 整 理 番 号
A 0 7	5 0 5 0	2 0	

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷		月 末 在 庫	
項 目	品 目						販 売			そ の 他
							数 量	金 額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
コーラルタール		t	0101							
粗製ベンゼン (180℃までに100%留出のものに換算)		t	0102							
クレオソート油		t	0103							
ナフタリン		t	0104							
副生硫酸アンモニウム		t	0105							
環式中間物	ジフェニルメタンジイソシアネート	t	0106							
	シクロヘキサン	t	0107							
	アニリン	t	0108							
	無水フタル酸 (石油化学製品を除く)	t	0109							
合成染料		kg	0110							
有機ゴム薬品		t	0111							

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
コーラルタール製品・環式中間物及び合成染料部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位:t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
無水フタル酸	0401		
シクロヘキサン	0402		
有機ゴム薬品	0403		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者の所属部署及び氏名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分	事業所番号
A 0 7	6 0 8 0 2 0		都道府県 整理番号



経済産業省生産動態統計調査
無機薬品・火薬類月報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
項 目	品 目						販 売		そ の 他	
							数 量	金 額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
ふっ化水素酸(50%換算値)		t	0101							
りん酸		t	0102							
水酸化カリウム		t	0103							
酸化亜鉛		t	0104							
酸化第二鉄		t	0105							
顔 料	アゾ顔料	t	0106							
	フタロシアニン系顔料	t	0107							
酸化チタン	アナターズ型	t	0108							
	ルチル型	t	0109							
カーボンブラック		t	0110							
活性炭	粒 状	t	0111							
	粉 状	t	0112							
硫酸アルミニウム(14%固形換算値)		t	0113							
ポリ塩化アルミニウム(アルミナ10%換算値)		t	0114							
よ う 素		t	0115							
けい酸ナトリウム		t	0116							
過酸化水素(100%重量換算値)		t	0117							
化学石こう(2水塩換算値)		t	0118							
硫酸(100%換算値)		t	0119							
火薬及び爆薬	硝安油剤爆薬	kg	0120							
	火薬及びその他の爆薬(武器用を除く)	kg	0121							

3. 労 務		単 位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
無機薬品・火薬類部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単 位:t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
ふっ化水素酸(50%換算値)	0401		
りん酸	0402		
水酸化カリウム	0403		
酸化亜鉛	0404		
酸化第二鉄	0405		
アゾ顔料	0406		
酸化チタン	0407		
カーボンブラック	0408		
活性炭	0409		
硫酸アルミニウム(14%固形換算値)	0410		
よ う 素	0411		
けい酸ナトリウム	0412		
過酸化水素(100%重量換算値)	0413		
硫 酸	0414		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分	事 業 所 番 号
A 0 7	6 1 2 1	2 0	都道府県 整理番号



経済産業省生産動態統計調査
触 媒 月 報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	計 算
経済産業省生産動態統計	経済産業大臣
提出先	提出期日
提出期日	提出部数
提出部数	1 部

1. 製 品		単位：t							
品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷		月 末 在 庫	
						販 売			そ の 他
						数 量	金 額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	G	
工 業 用	石油精製用 水素化処理触媒 (重油脱硫用を含む)	0101							
	石油精製用 その他の石油精製用	0102							
	石油化学品製造用	0103							
	高分子重合用	0104							
	油脂加工・医薬・食品製造用	0105							
	その他の工業用(無機・雰囲気ガス等)	0106							
環 保 全 用	自動車排気ガス浄化用	0107							
	その他の環境保全用	0108							

2. 原 材 料		単位：純分換算 kg	
区 分	番 号	消 費	
		A	
ニ ッ ケ ル	0201		
モ リ ブ デ ン	0202		
酸 化 チ タ ン	0203		
白 金	0204		
タ ン グ ス テ ン	0205		
コ バ ル ト	0206		
パ ラ ジ ウ ム	0207		
バ ナ ジ ウ ム	0208		
酸 化 ア ル ミ ニ ウ ム	0209		

3. 労 務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
触 媒 部 門	0301		
事 業 所	0302		

備 考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分	事 業 所 番 号
A 0 7	6 1 2 2 2 0		都道府県 整 理 番 号



経済産業省生産動態統計調査
高圧ガスマ月報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
品 目	項 目						販 売		そ の 他	
							数 量	金 額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
酸 (空気分留法)	酸素ガス	1000 m ³	0101							
	液化酸素	1000 m ³	0102							
窒 素	窒素ガス	1000 m ³	0103							
	液化窒素	1000 m ³	0104							
ア ル ゴ ン		1000 m ³	0105							
水 素		1000 m ³	0106							
溶 解 ア セ チ レ ン		t	0107							
フ ル オ ロ カ ー ボ ン		t	0108							
炭 酸 ガ ス		t	0109							

3. 労 務		単 位: 人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
高 圧 ガ ス 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力			
区 分	単 位	番 号	生 産 能 力
			A
酸 (空気分留法)	酸素ガス	1000 m ³ /月	0401
	液化酸素	1000 m ³ /月	0402
溶 解 ア セ チ レ ン		t/月	0403

備 考: 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分	事 業 所 番 号
A 0 7 6 1 4 0 2 0			都道府県 整 理 番 号



経済産業省生産動態統計調査
プラスチック月報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品		単位：t							
品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷		月 末 在 庫	
						数 量	金 額(千円)		そ の 他
フェノール樹脂	成形材料	0101							
	積層品	0102							
	木材加工接着剤	0103							
	その他のフェノール樹脂	0104							
ユリア樹脂		0105							
メラミン樹脂	化粧板用	0106							
	塗料用	0107							
	接着剤用	0108							
	その他のメラミン樹脂	0109							
不飽和ポリエステル樹脂	FRP用	0110							
	その他の不飽和ポリエステル樹脂	0111							
アロキド樹脂		0112							
エポキシ樹脂		0113							
ウレタンフォーム	軟質	0114							
	硬質	0115							
メタクリル酸エステル(モノマー)		0116							
メタクリル樹脂	成形材料	0117							
	その他のメタクリル樹脂	0118							
酢酸ビニル(モノマー)		0119							
ポリビニルアルコール		0120							
塩化ビニル(モノマー)		0121							
塩化ビニル樹脂	ポリマー	0122							
	コポリマー	0123							
	ペースト	0124							
カプロラクタム		0125							
ポリアミド系樹脂成形材料		0126							
ふっ素樹脂		0127							
ポリカーボネート		0128							
ポリアセタール		0129							
ポリエチレンテレフタレート	繊維用	0130							
	容器用	0131							
	その他のポリエチレンテレフタレート	0132							
ポリブチレンテレフタレート		0133							
ポリフェニレンサルファイド		0134							
その他の樹脂		0135							

3. 勞 務		単位：人	
区 分	番 号	月末従事者数	
		A	
プラスチック部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位：t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
フェノール樹脂	0401		
ユリア樹脂	0402		
メラミン樹脂	0403		
不飽和ポリエステル樹脂	0404		
アロキド樹脂	0405		
エポキシ樹脂	0406		
メタクリル酸エステル(モノマー)	0407		
メタクリル樹脂	0408		
酢酸ビニル(モノマー)	0409		
ポリビニルアルコール	0410		
塩化ビニル(モノマー)	0411		
塩化ビニル樹脂	0412		
カプロラクタム	0413		
ポリカーボネート	0414		
ポリアセタール	0415		

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名		事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名		作成者及び所属部署氏名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A 0 7	6 1 6 0 2 0		都道府県 整理番号



経済産業省生産動態統計調査
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	計 算
経済産業省生産動態統計	提 出 先
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品		番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫	
						販 売		そ の 他		
						数 量	金 額(千円)			
品 目			A	B	C	D	E	F	G	
油脂製品、石けん・合成洗剤等	直分脂肪酸	0101								
	硬化脂肪酸	0102								
	分別・分留脂肪酸	0103								
	精製グリセリン(98.5%換算)	0104								
	石けん	浴用・固形	0105							
		手洗用・液体	0106							
		その他の石けん	0107							
	洗顔・ボディ用身体洗浄剤	0108								
	合成洗剤	粉	0109							
		液	中	0110						
			中性以外のもの	0111						
		台所用	0112							
		住宅・家具用	0113							
		柔軟仕上げ剤	0114							
	漂白剤	酸素系	0115							
		塩素系	0116							
		酸・アルカリ洗浄剤	0117							
		クレンザー	0118							
界面活性剤	陰イオン	0119								
	スルホン酸型	硫酸エステル型	0120							
		アルキル(アリル)スルホネート	0121							
		その他のスルホン酸型	0122							
	その他の陰イオン活性剤	0123								
	非イオン	エーテル型	POEアルキルエーテル	0124						
			POEアルキルアリルエーテル	0125						
			その他のエーテル	0126						
		エステル・エーテル型	0127							
		多価アルコールエステル	0128							
その他の非イオン活性剤		0129								
両性イオン	0130									
調合界面活性剤	0131									

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位: t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
脂 肪 酸	0401		
精 製 グ リ セ リ ン	0402		
石 け ん	0403		
合 成 洗 剤	0404		

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
			都道府県 整 理 番 号
A 0 7	6 1 7 1 2 0		



経済産業省生産動態統計調査
化粧品月報
(平成 年 月分)

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月 15 日
提出部数	1 部

1. 製品		項目	番号	生産 (kg)	受入 (kg)	出荷				月末在庫 (kg)	
						販		売			その他 (kg)
						個数(10個)	数量(kg)	金額(千円)			
品目		A	B	C	D	E	F	G			
香水・オーデコロン		0101									
頭髪用化粧品	シャンプー	0102									
	ヘアリンス	0103									
	ヘアトニック	0104									
	ヘアトリートメント	0105									
	ポマード・チック・ヘアクリーム・香油	0106									
	液状・泡状整髪料	0107									
	セットローション	0108									
	ヘアスプレー	0109									
	染毛料	0110									
	その他の頭髪用化粧品	0111									
	皮膚用化粧品	洗顔クリーム・フォーム	0112								
クレンジングクリーム		0113									
マッサージ・コールドクリーム		0114									
モイスチャークリーム		0115									
乳液		0116									
化粧水		0117									
美容液		0118									
パック		0119									
男性皮膚用化粧品		0120									
その他の皮膚用化粧品		0121									
仕上用化粧品	ファンデーション	0122									
	おしろい	0123									
	口紅	0124									
	リップクリーム	0125									
	ほほ	0126									
	アイメイクアップ	0127									
	まゆ墨・まつ毛化粧料	0128									
	つめ化粧料(除光液を含む)	0129									
その他の仕上用化粧品	0130										
特殊用途	日やけ止め及び日やけ用化粧品	0131									
	ひげそり用・浴用化粧品	0132									
	その他の特殊用途化粧品	0133									

(注) 1. 皮膚用化粧品のうち、男性用のものは、0120 男性皮膚用化粧品に記入してください。
2. 浴用化粧品のうち、薬用浴用剤は含めないでください。

3. 業務		単位:人	
区分	番号	月末従事者数	
		A	
化粧品部門	0301		
企業	0302		

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

5. 都道府県別生産内訳						単位:千円					
都道府県名	番号	生産金額		都道府県名	番号	生産金額					
		A				A					
	05				05						
	05				05						
	05				05						
	05				05						
	05				05						

(注) 生産金額は、生産量×販売単価を記入してください。

企業名		本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
報告者の氏名		作成者所属部署及び氏名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事業所番号
A 0 7	6 1 7 5 2 0		都道府県 整理番号



経済産業省生産動態統計調査
塗料及び印刷インキ月報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製 品			単位：t													
品 目	項 目	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫							
						販 売		そ の 他								
						数 量	金 額(千円)			F						
A	B	C	D	E	F	G										
ラ	ツ	カ	ー	0101												
電	気	絶	縁	塗	料	0102										
合	成	樹	脂	塗	料	ワニス・エナメル	0103									
						アルキド樹脂系塗料	調 合 ペ イ ン ト	0104								
						アルキド樹脂系塗料	さ び 止 ペ イ ン ト	0105								
						アミノアルキド樹脂系塗料		0106								
						アクリル樹脂系塗料	常 温 乾 燥 型	0107								
						アクリル樹脂系塗料	焼 付 乾 燥 型	0108								
						エポキシ樹脂系塗料		0109								
						ウレタン樹脂系塗料		0110								
						不飽和ポリエステル樹脂系塗料		0111								
						船 底 塗 料		0112								
						その他の溶剤系塗料		0113								
						水	系	塗	料	エマルジョン系塗料	エマルジョンペイント	0114				
										エマルジョン系塗料	厚膜型エマルジョンペイント	0115				
										水性樹脂系塗料		0116				
						無	系	塗	料	粉 体 塗 料		0117				
											無溶剤系塗料	トラフィックペイント	0118			
						そ の 他 の 塗 料		0119								
						シ	ン	ナ	ー	0120						
一	般	イ	ン	キ	平 版 イ ン キ	0121										
					樹脂凸版インキ	0122										
					金属印刷インキ	0123										
					グラビアインキ	0124										
					その他のインキ	0125										
新 聞 イ ン キ		0126														
印 刷 イ ン キ 用 ワ ニ ス		0127														

3. 労 務		単位：人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
塗料及び印刷インキ部門	0301		
事業所	0302		

4. 生 産 能 力		単位：t/月	
区 分	番 号	生 産 能 力	
		A	
塗 料	0401		
印 刷 イ ン キ	0402		

備考：前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7	6 1 8 0 2 0		都道府県 整 理 番 号

平成29.9改正

経済産業省（鉱工業動態統計室）



経済産業省生産動態統計調査
ゴム製品月報(自動車用タイヤ)

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品			番 号	生 産	受 入	出 荷			月 末 在 庫
項 目	単 位	品 目				販 売		そ の 他	
						数 量	金 額(千円)		
			A	B	C	D	E	F	
トラック・バス用			1000本	0101					
乗 用 車 用			1000本	0102					
小 型 ト ラ ッ ク 用			1000本	0103					
二 輪 自 動 車 用			1000本	0104					
特 殊 車 両 用			本	0105					

2. 原 材 料					消 費
原 材 料 名					
新 ゴ ム	天 然 ゴ ム	生 ゴ ム	t	0201	
		ラ テ ッ ク ス	t	0202	
	合 成 ゴ ム	ク ラ ム ラ バ ー	t	0203	
		ラ テ ッ ク ス	t	0204	
再 生 ゴ ム			t	0205	
カ ー ボ ン プ ラ ッ ク			t	0206	
溶 剤 用 揮 発 油			kl	0207	

(ラテックスはドライ換算で記入してください。)

3. 労 務			単 位 : 人
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
ゴ ム 製 品 (自 動 車 用 タ イ ヤ) 部 門	0301		
事 業 所	0302		

備 考 : 前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

4. 生 産 能 力			単 位 : 1000本/月
区 分	番 号	月 間 生 産 能 力	
		A	
自 動 車 用 タ イ ヤ (特 殊 車 両 用 を 除 く)	0401		

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
			都道府県 整 理 番 号
A 0 7	6 2 0 1	2 0	

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



ゴム製品月報(自動車用タイヤを除く)

(平成 年 月分)

経済産業省生産動態統計調査

基幹統計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌月15日
提出部数	1部

1. 製品		項目	単位	番号	生産		受入	出荷		月末在庫	
					数量	新ゴム量(t)		販	売		その他
ゴム製物	履物	ゴム底布ぐつ	1000足	0101							
		その他のゴム製履物(総ゴムぐつを含む)	1000足	0102							
プラスチック物	履物	くつ(射出成形品)	1000足	0103							
		その他のプラスチック製履物(ゴム・プラスチック製のくつ、サンダルを含む)	1000足	0104							
ゴムベルト	製品	コンベヤベルト	1000cm ^{cm} プライ	0105							
		歯付ベルト	新ゴム量 t	0106							
		その他のゴムベルト	新ゴム量 t	0107							
ゴムホース	製品	高圧用	1000m	0108							
		自動車用	1000m	0109							
		その他のゴムホース	1000m	0110							
工業用ゴム製品	製品	防振ゴム	新ゴム量 t	0111							
		防げん材	新ゴム量 t	0112							
		ゴムロール(一般工業用等)	新ゴム量 t	0113							
		パッキン類	新ゴム量 t	0114							
		オイルシール	新ゴム量 t	0115							
		スポンジ製品	新ゴム量 t	0116							
		ゴム板	新ゴム量 t	0117							
		その他の工業用ゴム製品	新ゴム量 t	0118							
更生	タイヤ用練生地	新ゴム量 t	0119								
その他製	品	医療・衛生用	新ゴム量 t	0120							
		運動競技用品	新ゴム量 t	0121							
		その他	新ゴム量 t	0122							
再生	ゴム	t	0123								

2. 原材料		消費	
項目	単位	番号	A
新ゴム	天然ゴム	生ゴム	t 0201
	合成ゴム	ラテックス	t 0202
		クラムラバー	t 0203
		ラテックス	t 0204
再生	ゴム	t 0205	
カーボンブラック	t 0206		
溶剤用揮発油	kl 0207		

3. 業務		単位:人
区分	番号	月末従事者数
ゴム製品(自動車用タイヤを除く)部門	0301	A
事業所	0302	

備考:前月に比べ大幅な変動があった場合は、その理由を書いてください。

企業名	本社又は本店所在地	(〒 -) (電話 - -)
事業所名	事業所所在地	(〒 -)
報告者の氏名	作成者所属及び氏名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月分	事業所番号
A 0 7 6 2 0 2 2 0			都道府県 整理番号



経済産業省生産動態統計調査

耐火れんが・不定形耐火物月報

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品		単位:t						
品 目	項 目	番 号	生 産 A	受 入 B	出		荷 そ の 他 E	月 末 在 庫 F
					販 売			
					数 量 C	金 額(千円) D		
耐 火 れ ん が	粘 土 質	0101						
	高 アル ミ ナ 質 (電 鋳 品 を 含 む)	0102						
	塩 基 性 れ ん が (ド ロ マ イ ト 質 を 含 む)	0103						
	ジ ル コ ニ ア (ジ ル コ ニ ア を 含 む)	0104						
	そ の 他 の 耐 火 れ ん が	0105						
不 定 形 耐 火 物	キ ャ ス タ ブ ル 耐 火 物	0106						
	吹 付 材 耐 火 物	0107						
	そ の 他 の 不 定 形 耐 火 物	0108						

3. 労 務		単位:人	
区 分	番 号	月 末 従 事 者 数	
		A	
耐 火 れ ん が ・ 不 定 形 耐 火 物 部 門	0301		
事 業 所	0302		

4. 生 産 能 力			
区 分	番 号	生 産 能 力 (t/月)	
		A	B
ト ン ネ ル 炉	0401		
そ の 他 の 炉	0402		

(備 考)

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
			都道府県 整 理 番 号
A 0 7	7 2 5 0 2 0		

平成29.9改正

経 済 産 業 省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査

炭素製品・研削砥石月報

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品

品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷			月 末 在 庫
							販 売		そ の 他	
							数 量	金 額(千円)		
A	B	C	D	E	F	G				
電 極	人造黒鉛電極(丸形)	t	0101							
	その他の電極 (連続自焼式電極ペーストを含む)	t	0102							
ブ	ラ シ	kg	0103							
特 殊	炭 素 製 品	kg	0104							
炭 素	織 維	kg	0105							
研 削 砥 石	ビトリファイド法砥石	t	0106							
	レジノイド法砥石	t	0107							

3. 労 務

単位:人

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
炭素製品・研削砥石部門	0301	
事 業 所	0302	

4. 生 産 能 力

単位:kg

区 分	番 号	月 間 生 産 能 力
		A
炭 素 織 維	0401	

(備考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	7 2 6 0	2 0				

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査
ボード・パネル月報
 (平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1-1. 製 品

品 目	項 目	単 位	番 号	生 産	受 入	消 費	出 荷		月 末 在 庫	
							販 売			そ の 他
							数 量	金 額(千円)		
		A	B	C	D	E	F	G		
せ っ こ う ボ ー ド		m ²	0101							
織 維 板	硬 質	m ²	0102							
	中 質	m ²	0103							
	軟 質	m ²	0104							
パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド		m ²	0105							
ブ レ ハ ブ ネ 建 築 用	コ ン ク リ ー ト 系 パ ネ ル	m ²	0106							
	軽 量 鉄 骨 系 パ ネ ル	m ²	0107							
	木 質 系 パ ネ ル	m ²	0108							

1-2. 繊維板・パーティクルボード生産量の換算値

品 目	項 目	単 位	番 号	生 産 量
				A
織 維 板	硬 質	m ³	0121	
	中 質	m ³	0122	
	軟 質	m ³	0123	
パ ー テ ィ ク ル ボ ー ド		m ³	0124	

3. 労 務

単位:人

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
ボ ー ド ・ パ ネ ル 部 門	0301	
事 業 所	0302	

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号			
			都道府県	整 理 番 号		
A 0 7	7 2 9 0	2 0				

平成29.9改正

経済産業省 (鉱工業動態統計室)



経済産業省生産動態統計調査

金属製建具月報

(平成 年 月分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品

単位:t

項 目 品 目			番 号	生 産 A	受 入 B	出 荷			月 末 在 庫 F
						販 売		そ の 他 E	
						数 量 C	金 額(千円) D		
アル ミ ニ ウ ム	サ ツ シ ビ ル 用	ア ル ミ	0101						
		ア ル ミ 樹 脂 複 合	0102						
			0103						
	ド ア エ ク ス テ リ ア ア ル ミ ニ ウ ム 製 室 内 建 具		0104						
			0105						
			0106						
ス ス チ ー ン ド 又 レ ハ ス	サ ツ シ	0107							
	ド ア	0108							
	シ ヤ ツ タ ー	0109							

3. 労 務

単位:人

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数
		A
金 属 製 建 具 部 門	0301	
事 業 所	0302	

(備 考)

企 業 名		本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名		事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名		作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調 査 票 番 号	年 月 分	事 業 所 番 号
			都道府県 整 理 番 号
A 0 7	7 3 2 0 2 0		



経済産業省生産動態統計調査
非鉄金属製品月報
 (高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、はんだ、銅合金塊)
 (平成 年 月 分)

基 幹 統 計	
経済産業省生産動態統計	
提出先	経済産業大臣
提出期日	翌 月 15 日
提出部数	1 部

1. 製 品

項 目 品 目	単 位	番 号	生 産 A	受 入 B	消 費 C	出 荷		月 末 在 庫 G	
						販 売			そ の 他 F
						数 量 D	金 額(百万円) E		
高純度多結晶シリコン	kg	0101							
シリ コン ウ エ ハ	5インチ(125mm)以下	10 ² sq.in.	0102						
	6インチ(150mm)	10 ² sq.in.	0103						
	8インチ(200mm)	10 ² sq.in.	0104						
	12インチ(300mm)以上	10 ² sq.in.	0105						
	合 計	10 ² sq.in.	0106						
は ん だ	t	0107					(千円)		
銅 合 金 塊	t	0108					(千円)		

※シリコンウエハの販売金額は、各口径の合計値を記入してください(単位は百万円です)。

2. 原 材 料

項 目 原材料名	単 位	番 号	生 産 (発 生) A	消 費 B	月 末 在 庫 C
鉛	t	0201			
再 生 鉛	t	0202			
鉛 の 故 又 は く ず	t	0203			

3. 労 務

単位:人

区 分	番 号	月 末 従 事 者 数 A
高純度多結晶シリコン、シリコンウエハ、 はんだ、銅合金塊部門	0301	
事 業 所	0302	

(備 考)

4. 生 産 能 力

単位:10²sq.in.

区 分	番 号	生 産 能 力 A
シリコンウエハ	0401	

企 業 名	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(〒 -) (電話 - -)
事 業 所 名	事 業 所 所 在 地	(〒 -)
報 告 者 の 氏 名	作 成 者 の 所 属 部 署 及 び 氏 名	(電話 - -)

(平成 年 月 日作成)

統計調査番号	調査票番号	年 月 分	事 業 所 番 号
A 0 7 9 0 6 0 2 0			都道府県 整 理 番 号

平成29.9改正

経 済 産 業 省 (鉱 工 業 動 態 統 計 室)

調査組織（調査経路）の一部変更に伴う調査票の変更箇所

県・局・本

変更となる調査票は3 1月報であり、調査票番号は以下のとおり。

- ・ 1040 ・ 4300 ・ 6175
- ・ 1050 ・ 5020 ・ 6180
- ・ 1060 ・ 5030 ・ 6201
- ・ 1070 ・ 5040 ・ 6202
- ・ 1090 ・ 5050 ・ 7250
- ・ 3010 ・ 6080 ・ 7260
- ・ 3040 ・ 6121 ・ 7290
- ・ 4230 ・ 6122 ・ 7320
- ・ 4240 ・ 6140 ・ 9060
- ・ 4260 ・ 6160
- ・ 4290 ・ 6171

[改正要旨]

- ①提出先の「経済産業局長」を削除する。
- ②提出先を「経済産業大臣」、提出期日を「翌月15日」、提出部数を「1部」とする。

[改正理由]

- ①②調査業務を民間事業者に委託するため、調査経路を経済産業省直送とする。

(旧)

①

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計		
提 出 先	提 出 期 日	提 出 部 数
経済産業大臣	翌月15日	1 部
経済産業局長	翌月10日	2 部

削除

②

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 局 長
提 出 期 日	翌 月 10 日
提 出 部 数	2 部

変更
変更
変更

(新)

基 幹 統 計 経 済 産 業 省 生 産 動 態 統 計	
提 出 先	経 済 産 業 大 臣
提 出 期 日	翌 月 15 日
提 出 部 数	1 部

平成29年経済産業省生産動態統計調査に係る調査計画の一部変更に伴う
提出書類（添付書類）

平成28年10月
経済産業省
大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室

1. 調査の目的・必要性

別添1

2. 利用実態

別添2

3. 他調査との重複

鉱工業（鉱業と製造業）を対象とした政府が行っている月次の統計調査は、当省が実施している「経済産業省生産動態統計調査」のほか、厚生労働省の「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省の「牛乳乳製品統計調査」及び「木材統計調査」、国土交通省の「鉄道車両等生産動態統計調査」及び「造船造機統計調査」がある。

これら5つの生産動態統計調査と経済産業省生産動態統計調査との関係については、代替となる統計調査対象品目の重複は確認できない。

4. 行政記録情報の利活用

毎月実施している経済産業省生産動態統計調査の調査事項と類似の事項について把握している行政記録は確認できない。

5. 事業所母集団データベースを利用した重複排除

経済産業省生産動態統計調査の調査対象は調査規則に定める主要品目を製造している全ての事業所又は一定規模以上の従事者を有する事業所であることから、調査対象の重複是正措置の対象外である。

履歴登録については、平成29年調査結果名簿の提出を平成29年5月頃予定している。

経済産業省生産動態統計調査の必要性について

……わが国の鉱工業生産の動向を捉える統計……

わが国の製造品は、技術革新の進展等を背景に商品の高機能化、高付加価値化が進み、商品の小型化、複合化、省エネ化などとなって現れている。また、海外進出の進展による内外の企業間の関係や生産形態も複雑・多様化してきている。更には消費者ニーズの多様化等の環境変化により短サイクル化、小ロット化など急速に生産形態も変化してきた。

経済産業省生産動態統計調査は、昭和23年1月から統計法に基づく指定統計第11号として、「鉱産物及び工業品」を生産する事業所又は企業に対して毎月実施されており、その結果は、わが国鉱工業生産の月々の動向を示す非常に重要な資料として、経済産業省はもとより国の他の行政機関、地方公共団体の産業振興施策の基礎資料や中小企業施策の基礎資料、環境・リサイクル・災害復旧対策の基礎資料、省エネルギー・省資源対策の基礎資料、貿易摩擦・通商対策の基礎資料として、また、業界団体、企業、銀行や調査研究機関では、業況把握や業界の動向分析、需要予測等きわめて広い範囲で利用されている。更に、IIP（鉱工業生産指数）、QE（四半期別GDP速報）、GDP確報（国民経済計算）、IO表（産業連関表）などの二次加工統計の作成にも活用されている。

平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（経済産業省生産動態統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本統計調査が開始された昭和23年の日本は、戦後の混乱期で鉱工業品についても割り当てにより配給を行っていた時代であり、本調査はその割当品目についての生産動向及びその生産諸条件（生産能力、原材料等）の状況を把握することを第一目標に開始された。その後、日本経済が発展するに伴い、個別品目、個別業種に対するミクロ的な政策ニーズへの対応のみならず、産業全体の動きあるいは産業間の状況比較の中で当該品目の位置付けを把握するといった政策ニーズに応じて活用されており、これらの要望に沿うよう、原則、毎年所要の調査票改正を行ってきた。

類似の調査品目については製品群（業種）にまとめて各調査票が設計されており、平成29年1月現在で109種類の調査票、約1,600品目について、「生産、出荷、在庫」という調査項目を基軸に毎月継続的に調査を行っている。

以上により、経済産業省生産動態統計調査は、変化しつつある生産活動の実態と生産形態の多様化に対応した生産（品目）動向を月々把握するための基礎データとして非常に有用であって他に代替がないことから、引き続き基幹統計調査として継続的に着実な調査を実施することが必要不可欠である。

経済産業省生産動態統計の利用実態

(1) 国や地方公共団体での利用例

A 個別業種毎に行政施策などの資料として

① 産業振興施策の基礎資料

- ◆ 鉱業・製造業における個別産業の実態を把握し、不況対策、産業振興、地域振興、安定供給を確保するためなどの企画立案や需給動向見通し作成の基礎データ
- ◆ 所管業界の業況、景気動向及び設備投資動向を把握する上での基礎データ
- ◆ J I S改正や工業標準化法などでの鉱工業品の品質改善を図る上での基礎データなど

② 中小企業施策の基礎資料

- ◆ 地域の産業施策や地域振興施策などのための基礎データ
- ◆ 中小企業信用保険法や雇用調整助成金対象の業況把握を示す際の基礎データなど

③ 環境・リサイクル、災害復旧対策の基礎資料

- ◆ 地球温暖化対策を遂行する上でのデータ把握や環境保全対策のための基礎データ
- ◆ 「グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）」に基づく環境物品等の把握
- ◆ 「容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）」の施策を遂行するための関係品目の業況データの把握
- ◆ 「P R T R法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）」による生産数量を用いての排出量算定を行う上での基礎データ
- ◆ 災害発生時（台風、地震など）での災害復旧物資の緊急出荷資材把握の基礎データなど

④ 省エネルギー・省資源対策の基礎資料

- ◆ 鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給と適正な利用の推進に関するための審議を行う「総合資源エネルギー調査会」での基礎資料
- ◆ 省エネルギー機器の普及を促進するための「エネルギー需要構造改革投資促進税制（略称；エネ革税制）」の税率計算及び省エネルギー計算の基礎データなど

⑤ 貿易摩擦・通商対策の基礎資料

- ◆ 国際比較、輸入品と国産品との需給把握、通商関係改善のための基礎データ
- ◆ W T O（世界貿易機関）における関税引き下げ交渉の税率計算やF T A（自由貿易協定交渉）における基礎資料など

B 景気判断・産業活動分析・経済政策などの資料として

① 鉱工業生産指数（IIP）の基礎データ（経済産業省作成・公表）

我が国の鉱工業生産・出荷・在庫等の状況を総合的に観察することを目的に、当省が毎月公表している「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するためのデータとして利用。さらに、この「鉱工業生産・出荷・在庫指数」が日本の景気を判断する「景気動向分析指数」の多くに採用されている。

更に、経済産業局及び都府県において調査票情報の二次利用による地域集計値について地域IIPを作成するためのデータとして利用。

② 四半期別GDP速報（QE）及びGDP確報の基礎データ（内閣府作成・公表）

我が国の経済政策を運営する上で欠かせない国民経済計算（SNA）体系の一環として公表している「四半期別GDP速報」及び「GDP確報」作成のために、内閣府が製造業部門推計に調査結果を利用。

③ 産業連関表作成（IO表）の基礎データ（関係府省庁共同、当省、地方自治体で作成・公表）

我が国において1年間に生産・販売されたすべての財・サービスの産業相互間の取引の結びつきを表形式で示した「産業連関表（基本表、延長表）」の基礎データとして利用。

更に、当省独自で作成している「産業連関表（延長表）」の基礎データとして利用。また、経済産業局及び都道府県において調査票情報の二次利用による地域集計値を「産業連関表（地域表）」の基礎データとしても利用。

(2) 民間分野での利用例

① 業界団体

業界団体においては、当該業界の業況把握、景気判断、需要予測などの基礎資料として利用。

② 民間企業・金融機関・大学

企業においては、原材料調達及び需要先業界の動向を知る上での基礎資料として、また、生産・販売計画作成などの経営判断や業況判断を行う際の基礎資料として、さらには自社製品のシェアを知る上での基礎資料などとして利用。

金融機関・大学・マスコミ・民間経済研究所などでは、国単位あるいは地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、業種動向分析、需要予測などを行う際の基礎資料として利用。

平成28年11月18日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第98号の概要

(経済産業省生産動態統計調査の変更)

経済産業省生産動態統計調査の概要（現状）

調査の目的

鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ること

調査の概要

調査範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目（約1,600品目。以下「調査品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所
 - ② 上記①の事業所が生産する調査品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ調査品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの
- ※ 調査品目の選定や対象範囲などの統一的な見直し基準として、「**経済産業省生産動態統計調査における統一基準**」を定めている。

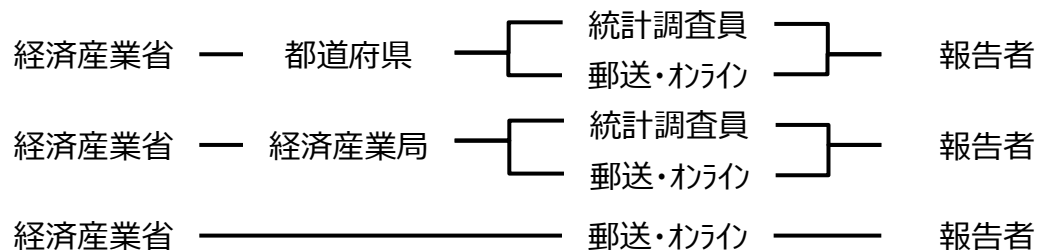
調査事項

- ① 製品（生産、受入、消費、出荷、在庫）
 - ② 原材料（消費、在庫）
 - ③ 労務（月末従事者数）
 - ④ 生産能力、設備（生産能力、月末設備台数）
- ※調査票は、調査品目の種類ごとに整理された109種類の「月報」を用いる。（H29.1 調査時点）

報告者数

約17,000事業所

調査系統・方法



※調査方法：調査員、郵送又はオンラインにより調査

期日

毎月末日現在

公表

速報：調査月の翌月末
確報：調査月の翌々月中旬
年報：翌年6月頃

結果の主な利活用

二次統計等への利用

- ① 鉱工業生産指数（I I P）の「鉱工業生産・出荷・在庫指数」を作成するための基礎データ
- ② 四半期G D P速報（Q E）の製造業部門推計を作成するための基礎データ
- ③ 産業連関表（基本表、延長表）を作成するための基礎データ

産業振興施策における利用

- J I S規格や工業標準化法の改正などでの鉱工業品の品質改善を図る上での基礎データ

民間分野における利用

- 業界団体における、当該業界の業況把握、景気判断及び需要予測の基礎データ

今回の変更内容 (変更の適用時期：平成29年9月調査から)

変更内容

変更理由

1. 調査方法の変更

経済産業省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査系統において、都道府県を経由する調査を含まないもの、計46月報）に係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等の業務を**民間事業者**に委託

※これを受け、調査系統に「**経済産業省－民間事業者－報告者**」を追加

民間事業者のノウハウやリソースを活用するとともに、経済産業省の業務を統計調査の企画・設計・分析等に重点化することで、持続的に質の高い統計の作成を可能にするため

調査系統 (注)			月報数	例
① 経済産業省 報告者	② 経済産業省 経済産業局 報告者	③ 経済産業省 都道府県 報告者		
○			15	機械器具月報 (その45) 航空機 等
○	○		7	鉄鋼月報 (その6) 鋼管 等
	○		24	紙月報 等
○	○	○	24	機械器具月報 (その40) 自動車 等
○		○	1	セメント・セメント製品月報
	○	○	23	機械器具月報 (その35) 電子部品 等
		○	15	革靴月報 等

民間事業者に委託
(46月報)

変更なし
(63月報)

(注) 複数の系統がある月報については、調査対象事業所の従事者規模別等で①～③を区分している。

変更内容	変更理由
<h2>2. 調査系統の整理</h2>	
<p>今回の変更後も経済産業局経由の調査が継続される47月報の調査方法を、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査から、郵送調査及びオンライン調査に変更 (調査計画上、調査員調査を削除)</p>	<p>経済産業局経由の調査では、平成27年度から調査員調査が行われておらず、今後も調査員を活用する見込みがないと判断されたため、調査計画を変更するもの(この変更により、調査実務に変更が生じるものではない。)</p>
<h2>3. 提出先、提出期日及び提出部数の変更</h2>	
<p>上記1の変更を受け、民間事業者に委託される経済産業局経由の調査(31月報)について、以下のとおり変更</p> <p>①提出先：「経済産業局長」⇒「経済産業大臣」 ②提出期日：「翌月10日」⇒「翌月15日」 ③提出部数：「2部」⇒「1部」</p>	<p>① 民間事業者に委託するに伴い、経済産業局が関与しなくなるため ② 民間事業者に委託するに伴い、実査期間に余裕を持たせるため ③ 従前、経済産業省と経済産業局双方で調査票を保管していたものが、民間事業者に委託するに伴い一元化されるため</p>

想定される論点

調査方法の変更を中心に、その妥当性や効果等について検討

- 民間事業者に委託する月報の範囲
- 先行して民間事業者に委託して行われている他の統計調査における効果の検証、今回の変更内容における支障の有無等の確認を予定
- 回収率の確保、結果精度の維持・向上に向けた経済産業省と民間事業者の役割分担
- 現在の集計・公表スケジュールの維持に向けた取組